

1 アメリカ合衆国（米国）

（1）商標法の動向等

米国では、2003年11月2日からマドリッド協定議定書が発効している。

現行米国商標法（ランハム法、合衆国法典第15編（15 U.S.C.）第22章）は、1946年に成立後改正を重ねてきたもので、最新の改正は2011年9月16日である。改正内容は形式的なものであり、具体的には、商標法第21条（15 U.S.C. § 1071）（裁判所への上訴）において、管轄権のある地方裁判所がコロンビア特別区からヴァージニア東部地区に変更された。議定書に基づく国際登録については、2003年11月3日発効の改正により第4節「マドリッド プロトコル」（商標法 61条～74条（15 合衆国 U.S.C. 1141条～1141n 条））の規定が追加されている。

上記ランハム法は、米国特許商標庁（USPTO）のホームページ¹で確認することができる。

商標規則について、最新の改正は2012年5月22日である。具体的には、使用見本の提出、米国特許商標庁からの追加の使用見本（追加見本）、宣誓供述書や宣言書等の使用に関する資料の要請等、従来から実務上行われていた取扱いを条文上明記したものである。この改正の目的は、商標がその対象とする商品や役務に実際に使用されていることを証明することにより、米国商標登録簿の信頼性を担保し、併せて第三者の監視負担とコストを低減することにある。

商標規則は商標規則集第37編第2部（37 C.F.R PART 2）及び国際登録に関する同第7部（37 C.F.R PART 7）、商品分類は商標規則集第37編第6部（37 C.F.R. PART 6）に定められている。

上記商標規則集第37編は、米国特許商標庁（USPTO）のホームページ²で確認することができる。

また、審査基準（Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP) - 6th Edition）も、米国特許商標庁（USPTO）のホームページ³に公開されている。

（2）商標の定義

（商標一般）

米国における商標保護には、連邦法であるランハム法による保護、各州の立法による保護及び各州の判例法であるコモンローによる保護がある。コモンローによる保護は、

¹ http://www.uspto.gov/trademarks/law/Trademark_Statutes.pdf, Home→Trademark→Laws & Regulations→Trademark Act of 1946

² <http://www.uspto.gov/trademarks/law/tmlaw.pdf>, Home→Trademark→Laws & Regulations→Rules of Practice

³ <http://tmepl.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/Apr2013/d1e2.xml>, Home→Trademark→Manuals, Guides, Official Gazette→Trademark Manual of Examining Procedure

当該商標の使用権者を定めるもので、通常は、当該商標を最初に取引において使用した者に商標を使用し、他者が使用することを排除する権利が認められる⁴。商標使用権者を保護するその他の法的基準はランハム法に定められている。各州の立法やランハム法では、商標の登録制度を定め、商標権侵害に対する損害賠償請求等の救済を定めている（Stephen Elias & Richard Stim “Patent, Copyright & Trademark 4th Edition” January 2001, Nolo Book）なお、連邦法であるランハム法は、原則として、二つ以上の州にまたがる取引や外国との取引関係に適用され、各州の法令は、それぞれ各州内での取引に適用される。

（ランハム法）

ランハム法には、主登録簿と補助登録簿がある（商標規則 2.46 条及び 2.47 条）。出願書類に特別の記載がない限りは、商標登録の出願は主登録簿への登録の出願とみなされる（商標規則 2.46 条）。補助登録簿には、識別力が弱く主登録簿に登録できない商標を登録できるが、他者が同一又は類似の商標を登録することを防止できる効力しか有しない。ただし、本国登録として外国での商標登録に利用することができる（Bryan A. Garner “Black’s Law Dictionary Eighth Edition” 2004 West, a Thomson Business, 商標法 23 条～28 条（15 U.S.C. 1091-1096））。

国際登録の領域指定は、ランハム法に基づく主登録簿への登録の出願とみなされる（商標法 68 条（15 U.S.C. 1141h））。

（主登録簿）

ランハム法主登録簿における商標登録の対象は、商標とサービスマークである。

「商標」とは、あらゆる言葉、名称、記号、図形又はこれらを結合したものであって、ある者が、自己独自の製品を含め、自己の商品を特定し、他人の商品と区別し、出所（具体的に知られていなくともよいが）を表示するために、使用し、又は取引で使用する真正の意思を有し本報告書（7）登録①登録簿に記載する主登録簿への登録を出願しているものをいう（商標法 45 条（15 U.S.C. 1127 条））。

「サービスマーク」とは、あらゆる言葉、名称、記号、図形又はこれらを結合したものであって、ある者が、自己独自の役務を含め、自己の役務を特定し、他人の役務と区別し、出所（具体的に知られていなくともよいが）を表示するために、使用し、又は取引で使用する真正の意思を有し本報告書（7）登録①登録簿に記載する主登録簿への登録を出願しているものをいう（商標法 45 条（15 U.S.C. 1127 条））。

ラジオやテレビの番組のタイトル、キャラクターの名称その他の識別力のある特徴は、

⁴ 不法行為の一類型であるパッシングオフに該当する場合で、商標権という権利が認められるわけではなく、公衆の誤認を招くような不正な使用を禁止するものである。日本の不正競争防止法による保護に近いと考えられる。

それらや番組がスポンサーの商品の宣伝をするものであっても、サービスマークとして登録可能である（同条）。

立体商標の登録、標準文字による登録も可能であるが、日本とは異なる要件や手続が要求される。本報告書（3）方式要件 出願書類(MM2)の記載(3)および(8)を参照。

なお、関係会社（related companies）による適法な使用は、出願人又は登録名義人の使用とみなされる。ある人による最初の商標の使用が商品又は役務の性質や品質に関して登録商標の出願人又は名義人の管理下にあった場合には、当該最初の使用は、出願人又は登録名義人の使用とみなされる（商標法5条（15 U.S.C. 1055））。

（団体商標）

「団体商標」とは、組合、協会その他の集団の構成員により使用され、当該組合、協会その他の集団が、取引で使用する真正の意思を有し本報告書（7）登録①登録簿に記載する主登録簿への登録を出願しているものである。この「団体商標」には、組合、社団又は他の組織における構成員であることを表示する標章も含まれる。（商標法45条（15 U.S.C. 1127））。

日本の団体商標、地域団体商標を基礎出願・基礎登録とする団体商標の国際登録に基づく領域指定も可能であると思われるが、特別の手続が要求される。本報告書（3）方式要件 出願書類(MM2)の記載(9)を参照⁵。

（3）方式要件

出願書類(MM2)の記載

（1）出願人

MM2「2 APPLICANT」欄の必須記載項目(a)乃至(e)に加えて、米国を領域指定する場合には、任意記載項目(f)（自然人の場合は国籍、法人の場合はその法的性質（legal nature）及び法人が設立された国名）も記載する必要があり、記載がない場合は暫定的拒絶の通報が出される（商標規則2.32(a)(3)、国際事務局Information Notice No. 4/2009）。

法的性質は、米国特許商標庁（USPTO）が審査基準付表⁶で公表している、受理される外国会社の表示（又は略称）で十分である。

出願人は、法的性質を表わすために、米国の同等の法人を示す表現を使用することが

⁵ 日本の地域団体商標は使用による識別性の要件が団体商標よりも緩和されているが、米国における識別性等の要件の判断基準は必ずしも日本と一致するわけではないので、特例がなくとも、地域団体商標が常に拒絶されるとは限らない。もちろん、団体商標であれば常に登録されるということも意味しない。

⁶ Trademark Manual of Examining Procedure (TMPEP) -April 2013, APPENDIX D, Foreign Entity Appendix :<http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/Apr2013/d1e2.xml#/manual/TMEP/Apr2013/TMEP-Dd1e1.xml>

できるが、義務ではない。A limited corporation や corporation (of country) は米国の会社については受理されるが、外国法人は必ずしも米国の corporation と同等であるとは限らない。(国際事務局 Information Notice No. 4/2009, 審査基準 803.03(i)、803.03(c))

日本法人の場合には、それぞれ次の略号又は表現が使用されていれば、それ以上審査する必要がないとされている(審査基準付表D前書き)。

K. K. (株式会社)、G. K. (合同会社、合名会社)、GMK (合名会社)、GSK (合資会社)。

(2) マーク

商標の定義については、商標法45条(15 U.S.C. 1127)(本報告書(2)(主登録簿)参照)に記載されているとおりである。MM2「7 THE MARK」欄(a)には、基礎出願又は基礎登録に表されているものと同じ標章を記載しなくてはならない。

(3) 標準文字制度

言葉、文字、数字又はこれらの組合せからなる商標は、次の要件(a)乃至(e)を満たす場合⁷、MM2「7 THE MARK」欄(c)の標準文字として出願可能である(商標規則2.52(a))。

- (a) 特別のフォント、大きさ、色等を指定しないこと
- (b) デザイン要素を含まないこと
- (c) すべての言葉及び文字は、ラテン文字で記載されていること
- (d) 数字はすべてローマ表記又はアラビア表記であること
- (e) 普通の句読点及び判別記号(á, ä等の記号)のみを使用していること

ただし、標準文字の要素と特殊様式の要素とを混合した商標は特殊様式の商標としてしか登録することはできない(審査基準807.03(c))。標準文字での登録により、当該商標のあらゆる態様での表示についての広い権利を得ることができる⁸。

(4) 色彩に係る主張

商標見本に色彩が付されている国際登録出願について、米国を領域指定する際は、基礎出願又は基礎登録が色彩を主張していない場合でも、マドリッド共通規則9規則(4)(a)(vii)に則してMM2「8 COLOR(S) CLAIMED」欄の項目(a)に記載を行い、さらに項目(b)にも記載を行う必要がある(商標規則2.52(b)(1)、国際事務局 Information Notice No. 4/2009、審査基準1902.02(e))。

⁷ 標準文字に含まれる文字、数字、記号は、米国特許商標庁(USPTO)のホームページの”STANDARD CHARACTER SET” <http://www.uspto.gov/products/applications-documentation-character-set.pdf> で見ることができる。

⁸ USPTO ホームページ “Representation of the Mark” <http://www.uspto.gov/trademarks/basics/mark.jsp>

項目(a)においては、色彩の主張の欄の□をチェックするほか、color or combination of color の欄に、主張する色彩又は色彩の組合せを、red、green のような一般的な名称で記入する。色彩表示は一般的な名称でなければならないが、追加的に商業的な色彩特定システム上の名称を使用してもよい（審査基準 807.07(a)(i)）。

項目(b)では、それぞれの色彩が使用される部分を指定する。具体的には、「a red bird sitting on the green leaf」のように、使用する色彩と、その色彩が使用される文字又は図形の要素を記載する（審査基準 807.07(a)(ii)）。

(5) 標章音訳

漢字、ひらがな、カタカナ等のラテン文字（アルファベット）以外の文字を含む標章の国際登録出願について、米国を領域指定する場合には、マドリッド共通規則 9 規則 (4)(a)(xii)に則して MM2 「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の必須記載項目(a)に当該標章の音訳又は相当する称呼を記載し、さらに任意記載項目(b)「Translation of the mark」又は(c)「The words contained in the mark have no meaning」にも記載を行う必要がある（商標規則 2.32(a)(10)、国際事務局 Information Notice No.4/2009）。

標章がラテン文字（アルファベット）及びアラビア数字（及びローマ数字）以外の文字（又は音）からなる場合には、記載項目(a)欄に、ラテン文字又はアラビア数字による音訳を記入する。

(6) 標章の翻訳

標章が英語以外の文字を含む場合には、MM2 「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」(b)(i)欄に当該標章の英語による翻訳を記載する必要がある（商標規則 2.32(a)(9)、国際事務局 Information Notice No.4/2009）。

また、標章が意味を有する語であるか、又は意味を有する語を含む場合、MM2 「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の任意記載項目(b)(i)に英語訳を記入することが望ましい。（審査基準 E、国際事務局 Information Notice No. 4/2009⁹）。

(7) 商標が意味を持たない造語を含む場合

標章が造語等で意味を有しない場合には、MM2 「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の任意記載項目(c)をチェックする。なお、任意記載項目(b)及び(c)のいずれにも記入がない場合には、米国特許商標庁から暫定的拒絶の通報が出されるか、情報提供を求められる（商標規則 2.32(a)(10)、2.61(b)、国際事務局 Information Notice No. 4/2009）。

(8) 立体商標

MM2 「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄(d)の「Three-dimensional mark」をチェッ

⁹ http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2009/madrid_2009_4.pdf

クする。また商標見本は、1枚で立体商標を説明するもの (a single rendition of the mark) でなければならない (商標規則 2.52(b)(2))。

(9) 団体商標

MM2「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄(d)で“Collective, Certificate or Guarantee Mark.”を指定しても、審査官は Collective Trademark, Collective Service Mark, Collective Membership Mark¹⁰又は Certification Mark のいずれであるかの確認を求めてくるので、Collective Trademark, 又は Collective Service Mark あることを特定しなければならない (審査基準 1904.02(d)) これはこの規定による暫定拒絶を受けた場合にその応答で明らかにするか、Voluntary Amendment Not in Response to USPTO Office Action/Letter (自発補正) の制度を利用して応答する必要がある。さらに、当該商標を使用する構成員と出願人 (団体) との関係を示して特定し、また、商標の使用に関する出願人の管理の性格 (Nature of the Control) ¹¹を特定しなければならない (商標規則 2.44(b)条)。具体的には、次のような表現で十分であるということである (審査基準 1303.02(c)(i))。

Applicant intends to control the use of the mark by the members in the following manner: the applicant's by laws or other written provisions specify the manner of control, or intended manner of control.

なお、これらの追加の情報は、審査開始前の予備的修正¹²として行っても良いし、審査官の判断を待ってから行ってもよい¹³。

(10) 標章の記述 (説明)

標準文字による出願でない場合には、標章の説明を記載しなければならない (商標規則 2.37, 2.52(b)(5))。ただし、標章が特定のフォントによる言葉のみで、図形を含まない場合には、国際登録の領域指定については、MM2「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の(e)Description of the mark に標章の説明を記載することで、当該記載内容を考慮させることができる。(審査基準 808.03(b))¹⁴。

¹⁰ Collective Membership Mark は、組合、協会その他の組織の会員資格を表示する標章で、商品及び役務を識別するために用いられるものではない (商標法 45 条(15U.S.C. 1127)、審査基準 1302)。日本の団体商標、地域団体商標に相当するのは、Collective Trademark 又は Collective Service Mark のみである。

¹¹ Nature of the Control とは、団体商標を使用する権原を付与されるために従わなくてはならない規格又は規則を意味する。ガイドラインや定款、その他必要事項が記載された規則が該当する。

¹² Voluntary Amendment Not in Response to USPTO Office Action/Letter による手続。

¹³ (an e-mail from Felicia Battle, U.S. Patent & Trademark Office, Madrid Processing Unit, Supervisory Specialist dated January 14, 2010)

¹⁴ 本報告書 (3) 方式要件 出願書類(MM2)の記載(5)のラテン文字以外の文字を含む商標の場合に、国際登録の領域指定に翻訳や音訳の記載がなければ、翻訳や音訳だけでなく、「日本文字からなる商標」といった商標の説明が求められる (an e-mail from Felicia Battle, U.S. Patent & Trademark Office, Madrid Processing Unit, Supervisory Specialist dated January 14, 2010) ということなので、文字商標であれば、本報告書 (3) 方式要件 出願書類(MM2)の記載(5)にしたがっていれば、商標の説明は不要であると

ただし、MM2「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の「(e) Description of the mark (where applicable)」には、基礎出願又は基礎登録に商標の説明の記載がある場合に、同一の説明を記載することができるのみである（マドリッド共通規則9規則(4)(a)(xi)）。

日本国特許庁を本国官庁とする国際登録出願では標章の記述が記載できないため、特定のフォントに関する説明は、色彩に係る主張の欄に記入するか、自発補正（Voluntary Amendment Not in Response to USPTO Office Action/Letter）にて標章の記述を追加することができる。また、色彩を主張する商標の場合には、色彩に係る主張（MM2「8 Color Claim」欄）に、色彩と色彩を使用する文字又は図形の要素の記載があれば、商標の説明は要求されない（審査基準 808.03(b)）。

米国特許商標庁は、上記の例外があるので、審査官の判断を待つのがよいのではないかと説明している（an e-mail from Felicia Battle, U.S. Patent & Trademark Office, Madrid Processing Unit, Supervisory Specialist dated January 13, 2010）。

(11) 標章の称呼

特段の規定はない。

(12) ディスクレーム制度

ディスクレーム制度については、本報告書（4）②審査内容にも記載のとおり、国際登録の名義人は、国際登録の領域指定にかかる標章の構成要素の一部について自発補正又は暫定的拒絶の通報に応答する形で宣言することができる（商標法 6 条（15 U.S.C. 1056））。審査において認められているので、国際登録出願時にも認められると考えられる。

(13) 商品及び役務

1) 米国基準に従った商品及び役務の表示

MM2「10 GOODS AND SERVICES」の欄に記載する商品及び役務の指定は、次の要件(a)乃至(d)を満たす場合には、ほとんど拒絶されることはない（審査基準 1402.01(a)）。

- (a) 英語を話す人がどのような商品又は役務かを理解できること
- (b) 本報告書（15）米国特許商標庁ウェブサイト等からの入手可能な情報②米国において有効な商品・役務名を確認するサイトに記載する Acceptable Identification of Goods and Service Manual に定める基準（必ずしも用語そのものではない）にしたがっていること
- (c) 区分の表題（Class Heading）ではないこと
- (d) 正しく区分されており、商品又は役務の表現に区分をあいまいにするようなものがないこと

考えられる。

マドリッド共通規則 9 規則 (4) (a) (xiii) で推奨されている、ニース協定に基づく国際分類表に記載された商品及び役務の表記では商標規則 2.32(a)(6) の商品又は役務の特定性 (particularity) の要件を満たさないことが多いため、米国を領域指定する場合には、MM2 「10 GOODS AND SERVICES」 欄の必須記載項目 (a) に記入するだけでなく、任意記載項目 (b) で、(a) に記載した商品又は役務のうち米国について指定する商品又は役務を米国基準にしたがって記載しなおす必要がある (商標規則 2.32(a)(6)、国際事務局 Information Notice No. 4/2009、No. 24/2003)。米国で受け入れられる商品又は役務の表示については、USPTO Acceptable Identification of Goods and Services Manual (ID Manual)¹⁵ で検索することができる。なお、商品及び役務の区分は、国際分類表に従う。

米国での商品及び役務表示の記載の基準については、審査基準 1402 等に記載がある。たとえば、

- (a) 複数の区分に分類される商品を含む言葉は受理されない。たとえば、blankets は、bed blankets in Class 24, fire blankets in Class 9, and horse blankets in Class 18 を含むので受理されない (審査基準 1402.03(1))。
- (b) 広い意味を持つ言葉であっても、当該名称に属するすべての商品に使用されている場合には、受理される (審査基準 1402.03(a)、(*In re Port Huron Sulphite & Paper Co.*, 120 USPQ 343 (TTAB 1959) では、“paper other than board papers” は種々の紙に現実に使用されている証拠があったので認められた))。
- (c) “including,” “comprising,” “such as,” “and the like,” “and similar goods,” “products,” “concepts,” “like services” その他の不明瞭な言葉はほとんど受理されない。ただし、明確な定義の説明には使用できる (審査基準 1402.03(a)、“fabric suitable for making coats, suits, and the like.” *Ex parte The A. C. Gilbert Co.*, 99 USPQ 344 (Comm’ r Pats. 1953))。
- (d) “namely,” “consisting of,” “particularly,” 及び “in particular” は明瞭であり、推奨される。
- (e) “Parts therefor,” は、機械について明確な言葉の後であれば認められる。

“Accessories therefor” は、基本的に不明瞭であると考えられるが、(特に玩具の分野においては) 認められた事例もある。

なお、修正に関してではあるが、商品又は役務の特定にあたり、ある特定の種類の限定方法、例えば否定、除外、その他類似の表現の使用等を禁止する原則はない。(審査基準 1402.06(a))。

また、審査基準 1402.12 には、指定商品・役務のかっこ書きの記載について規定している。具体的には、米国で商標登録する際には、原則、指定商品・役務の記載にか

¹⁵ <http://tess2.uspto.gov/netathtml/tidm.html>

っこ書き (parentheses & brackets) は使用できない。かっこ書きを使用した場合には暫定的拒絶の対象となる。この規定が設けられている理由は、米国において登録後に維持されなかった商品・役務は、かっこ書で記載されることから、指定商品を表示する際に使用すると混乱が生じるためである。ただし、クラス 25 の「obi (Japanese sash)」のような物品の識別については、かっこ内の語句は単に商品についての説明と判断されるため許容されている。

2) 商品又は役務の区分の指定方法

MM2「10 GOODS AND SERVICES」の欄に記載する商品及び役務の区分の指定において、複数の区分にまたがる商品又は役務について特定の区分を指定したとしても商品又は役務の範囲が当該区分に属する範囲に減縮されるものではない（国際事務局 Information Notice No. 4/2009）。しかし、審査において商品又は役務の範囲を減縮した場合において、減縮した商品又は役務が、当初の指定された区分に属さない場合には、商品又は役務の範囲の拡張として、拒絶される（商標規則 2.71(a)、国際事務局 Information Notice No. 4/2009）。

国際登録の領域指定について、国際事務局が更正する場合を除き、区分を変更することはできず、区分の追加や、多区分の国際登録の領域指定における商品又は役務の区分の移動は認められない（商標規則 2.85(d)）。米国特許商標庁は、例として、国際分類表に従い、「ladder」を Class 6 (metal goods) で国際登録したが、審査過程で商品を「wooden ladder」に限定した場合、Class 20 に区分を変更することは認めないと説明している（国際事務局 Information Notice No. 4/2009）。

したがって、複数の区分にまたがる商品又は役務を指定する場合には、基礎登録若しくは基礎出願又は国際登録出願において、あらかじめ複数の区分にわけて商品又は役務を指定しておくことが望ましい。

(14) 使用の意思の宣言

- 1) MM2 に加えて、英語で作成された商標を使用する意思を宣言する書類 (MM18。以下「宣言書」という。) にも出願人が署名して提出しなければならない（マドリッド共通規則 7 規則(2)、マドリッド実施細則 7 節、MM18(E) “INSTRUCTION”の部分、国際事務局 Information Notice No. 23/2003）。国際事務局が受理した MM2 に宣言書が添付されていれば、米国特許商標庁への適法な出願とみなされる（商標法 66 条(a) (15 U.S.C. 1141f(a))）。
- 2) 宣言書の署名は出願人又は出願人を代理する権限を適切に有する者が行う。出願人を代理する権限を適切に有する者とは、①出願人を拘束する法的権限を有する者（会社の場合、代表権のある者）、②事実関係を直接知っており、かつ明示的又は黙示的に出願人を代理する権限を有する者、又は③出願人から、書面又は口頭により、現実

に又は黙示的に委任状を取得している米国弁護士をいう（商標規則 2.33(a)、審査基準 804.04、804.05）。

- 3) 出願人が複数いる場合（共同出願）、商標審査基準 TMEP1904.01(c)4段落目に記載により、複数枚提出した方がよいと考えられる。

(15) その他

他人の氏名、肖像等の商標としての使用にかかる同意

特定の生存する個人を示す氏名、肖像もしくは署名は、本人の書面同意がないと登録できないが（商標法 2 条(c)（15 U.S.C. 1052(c)）、国際登録出願（MM2 の提出時）には、このような同意書面を提出する手続はない（国際事務局 Information Notice No. 4/2009）。

しかし、国際登録の名義人は、国際事務局から米国特許商標庁への国際登録の領域指定の通知が、米国特許商標庁のホームページの商標出願及び登録状況検索システム（TSDR）¹⁶に記録された後は、国際登録の領域指定の内容を補充する予備的補正のために、いつでも商標電子出願システム（TEAS）¹⁷により当該同意書面を直接米国特許商標庁に提出することができる。（国際事務局 Information Notice No. 4/2009、「Wizard Help Instructions TEAS」）。当該同意書面は国際登録の名義人自ら提出することができるが、暫定的拒絶通報を受けた際の応答として提出するか、Voluntary Amendment Not in Response to USPTO Office Action/Letter（自発補正）の制度を利用して応答することが認められている。審査前の予備的補正のためには、「TEAS Forms」中の「MISCELLANEOUS FORMS」を選択し、開かれた画面から「1. Voluntary Amendment Not in Response to USPTO Office Action/Letter」を選択する。

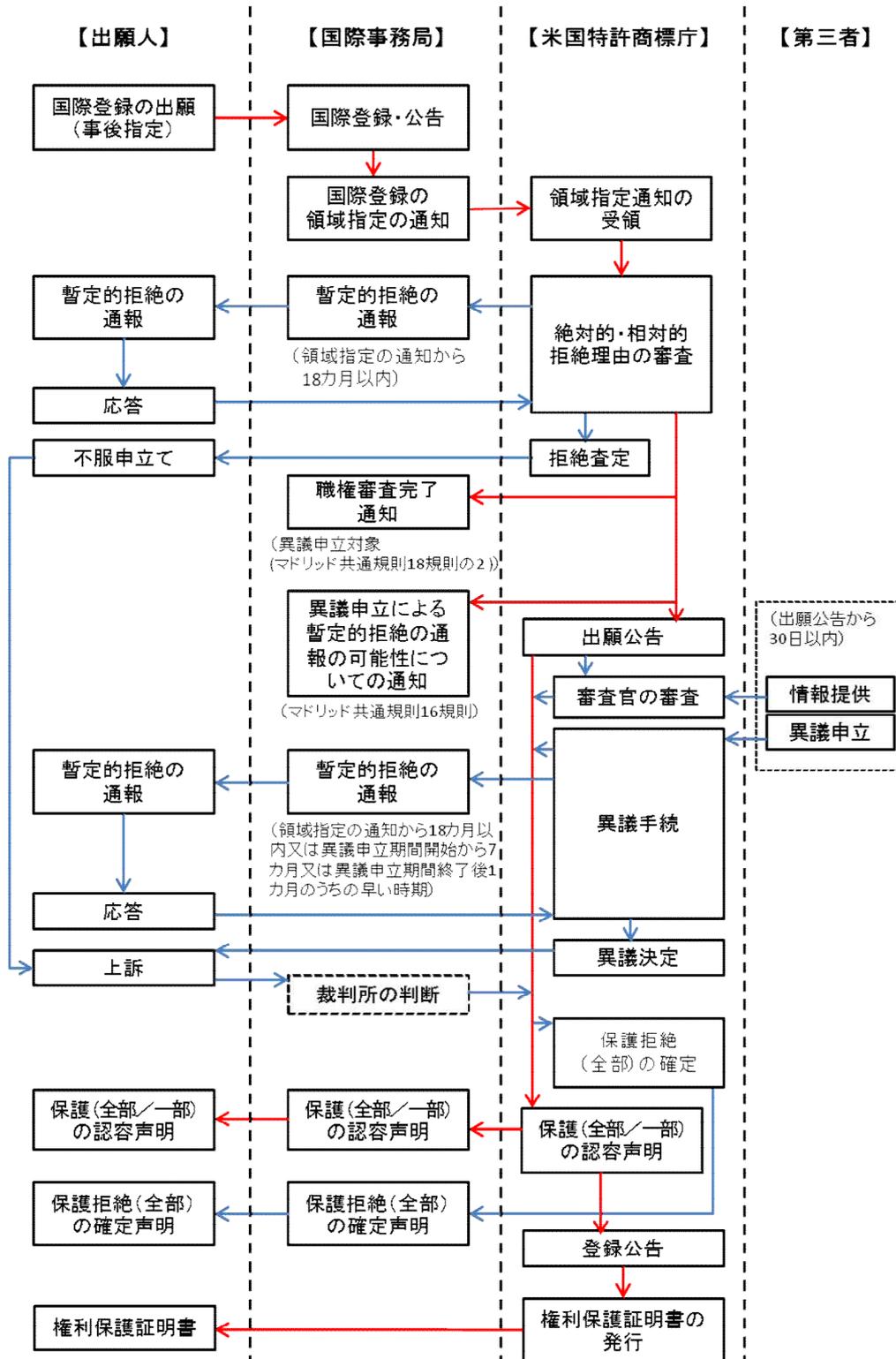
¹⁶ Trademark Applications and Registrations Retrieval : <http://tsdr.uspto.gov/>

¹⁷ Trademark Electronic Application System : <http://www.uspto.gov/teas/index.html>

(4) 審査

① 実体審査の概略

実体審査の概略は次のとおりである。



国際登録の領域指定は、国際事務局に提出されたときに出願人（又は名義人）が署名した取引において使用する真正の意思の宣言書（MM18）が添付されている場合には、適法な主登録簿への出願とみなされ、次のいずれか早い日から使用していたとみなされる（商標法 66 条(a), (b) (15 U.S.C. 1141f)）。

(a) 国際登録日（事後指定の場合は、事後指定日）

(b) 優先日（適法にパリ条約に基づく優先権が主張されている場合）（商標法 67 条 (15 U.S.C 1141g)）

国際登録の領域指定は、主登録簿への登録の出願として審査官により相対的及び絶対的拒絶理由について審査される（商標法 68 条 (15 U.S.C. 1141h)）。国際事務局による国際登録の公告以外に、米国での出願公開はない。審査官は、適切な審査を行うために必要な情報や証拠を提出するよう要求することができる（商標規則 2.61(b)）。

国際登録の領域指定について保護が認められない場合には、領域指定の通知日から 18 ヶ月以内に審査に基づく暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付する（商標法 68(b), (c) (1) (A) (15 U.S.C 1141h(b), (c) (1) (A))）。国際事務局は、当該通報を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則 17 規則(4)）。暫定的拒絶の通報には、保護の拒絶が宣言され、そのすべての根拠が説明される（商標法 68(b), (c) (1) (A) (15 U.S.C 1141h(b), (c) (1) (A))）。

国際登録の名義人は、米国特許商標庁が暫定的拒絶の通報を発送した日から 6 ヶ月以内に自ら応答し又は国際登録の領域指定を補正することができ、審査官はこれについて再審査を行う。この手続は審査官が最終的に拒絶査定を行うか、国際登録の名義人が期間内に応答しないことにより国際登録の領域指定が放棄されたとみなされるときまで繰り返される（商標法 12 条(b) (15 U.S.C 1062(b))）。

絶対的および相対的拒絶理由についての審査を経て、国際登録の領域指定の保護が認められると判断されると、米国特許商標庁は国際事務局に対して職権審査完了通知（異議申立対象）を送付し、当該通知は、国際事務局から名義人に送付される（マドリッド共通規則 18 規則の 2）。

国際登録の領域指定が保護に値すると判断したときは、米国特許商標庁の公報に出願公告される（商標法 68 条(a) (15 U.S.C. 1141h(a))）。紙による公報は、the Superintendent of Documents, US Government Printing Office (GPO) で購入することができる。

国際登録の領域指定の出願公告後 30 日以内に、当該国際登録の領域指定の保護により影響を受ける者は誰でも、当該国際登録の領域指定の保護について異議を申し立てることができる。また、審査官の審査において拒絶の証拠となるよう、第三者は情報提供

を行うこともできる。従って、領域指定の通知日から 18 カ月を超える場合でも、異議申立による暫定的拒絶の通報がなされる（マドリッド共通規則 16 規則）。

異議申立期間内に異議申立がなかった場合又は申し立てられた異議がすべて棄却された場合には、国際登録の領域指定の保護が確定し、米国特許商標庁は権利保護証明書を国際登録の名義人に送付し、その内容が公告される（商標法 69 条(a) (15 U.S.C. 1141i (a)、審査基準 1904.05)）。

暫定的拒絶の通報が発行され、当該拒絶に係る手続が完了した場合には、米国特許商標庁は、国際事務局に当該国際登録の領域指定が、(a) すべての指定商品及び役務について拒絶されたこと、(b) すべての指定商品及び役務について保護されること、又は(c) 特定の指定商品又は役務について保護されること、のいずれかを通知する（審査基準 1904.03(e) (マドリッド共通規則 18 規則の 3 (2) (3))）。当該通知は、国際事務局から名義人に通知される（マドリッド共通規則 18 規則の 3 (5)）。

国際登録の領域指定について、一度も暫定的拒絶の通報が発行されずに出願公告され、異議申立て期間経過後保護が確定したときは、米国特許商標庁は、国際事務局に当該国際登録の領域指定について保護が認められたことを通報し、当該通知は国際事務局から国際登録の名義人に送付される（マドリッド共通規則 18 規則の 3(1) (5)）。

② 審査内容

商標の識別性及び商標法の定める拒絶理由（絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由）の有無について審査する（商標法 2 条 (15 U.S.C. 1052)）。審査官は、適切な審査を行うために必要な情報や証拠を提出するよう要求することができる（商標規則 2.61(b)）。

米国特許商標庁長官は、国際登録の領域指定にかかる標章の構成要素の一部に登録拒絶事由が存在し当該標章のその他の構成要素は登録することができる場合には、登録拒絶事由が存在する部分について権利の部分放棄（disclaimer）をすることを国際登録の名義人に要求することができる（商標法 6 条 (15 U.S.C. 1056)）。

③ 暫定的拒絶通報の期間

国際事務局が米国特許商標庁に国際登録の領域指定を通知した日から 18 ヶ月以内に実体審査に基づく暫定的拒絶の通報又は異議申立に基づく暫定的拒絶の通報を行う（商標法 68 条 (C) (1) (15 U.S.C. 1141h (C) (1) (A), (B))）。ただし、当該 18 ヶ月の期間内に、異議申立が当該 18 ヶ月の期間経過後に生じる可能性があることを国際事務局に通知したとき（商標法 68 条 (C) (1) (C) (15 U.S.C. 1141h (C) (1) (C))）は、異議申立期間開始後 7 ヶ月又は異議申立期間終了後 1 ヶ月のいずれか早く終了する期間内にも異議

申立に基づく暫定的拒絶の通報が行われる（マドリッド協定議定書 5 条(2) (c)、商標法 68 条(C) (2) (15 U. S. C. 1141h(C) (2))）。

④ 絶対的拒絶理由の内容

(1) 識別性のない商標、又は次のものからなり、もしくはこれらを含む商標は登録されない（商標法 2 条 (15 U. S. C. 1052)）。

(a) 不道徳的、欺瞞的又は悪評的事項；

人物（生死を問わない）、公共団体、信仰、国の象徴を中傷し、若しくはこれらとの虚偽の関係を示唆し、又はこれらを侮辱し、もしくは信用を失墜させる事項、又は世界貿易機関設立協定（WTO 協定）が米国について発効して 1 年経過した日以後に出願人がはじめてワイン又はスピリッツに使用した地理的表示で、ワインやスピリッツに使用されると原産地以外の場所を表示することとなるもの（商標法 2 条(a) (15 U. S. C. 1052(a))）。

(b) 米国、米国の州もしくは地方公共団体又は外国の旗、紋章若しくはその他の標章又はそれらの模造品（商標法 2 条(b) (15 U. S. C. 1052(b))）。

(c) 特定の生存する個人を示す氏名、肖像もしくは署名（本人の書面同意がある場合を除く）、又は死没した米国大統領の氏名、肖像もしくは署名（未亡人存命中に限り、当該未亡人の書面同意がある場合を除く）（商標法 2 条(c) (15 U. S. C. 1052(c))）。

- (d) (i) 単に、使用されている国際登録の名義人の商品を説明しているだけの商標、又は欺瞞的な虚偽表示となる商標
(ii) 主に使用されている国際登録の名義人の商品の地理的説明となる商標（原産地域を表示する商標は団体商標又は証明商標としては登録可能である。（商標法 4 条 (15 U. S. C. 1054)）
(iii) 主に使用されている国際登録の名義人の商品の欺瞞的な地理的虚偽表示となる商標
(iv) 単なる姓である商標
(v) 全体として機能的であるものからなる商標（商標法 2 条(e) (15 U. S. C. 1052(e))

(e) 識別性のない商標（商標法 2 条(d) (15 U. S. C. 1052(d))）。

(2) (1) (a), (b), (c), (d) (iii), (v) で明確に排除されている場合及び相対的拒絶理由に該当する場合を除き、商標法は、取引における使用により国際登録の名義人の商標として識別性を獲得した商標の登録を妨げるものではない。識別性の主張がされた日¹⁸前 5 年間国際登録の名義人が当該商標を取引において実質的に独占的かつ継続的に使用していた証拠があれば、一応識別性の証明があったとみなされる（商標法 2 条(f) (15 U. S. C.

¹⁸ 実際に識別力獲得を主張した日であり、国際登録日等ではない（商標法第 2 条(f)）。

1052(f))。関連会社による使用も、国際登録の名義人の使用として利用できる（商標法5条（15 U.S.C. 1055））。

⑤ 相対的拒絶理由の内容

(1) 次のものからなり、若しくはこれらを含む商標は登録されない（商標法2条(d)（15 U.S.C. 1052(d)））。

米国特許商標庁に登録されている商標（米国内で保護されている国際登録の領域指定を含む）又は他人により米国内で使用され放棄されていない商標又は商号と類似しているため、国際登録の名義人が商品に使用すると混同、誤認又は欺罔を生じるおそれがある商標（商標法2条(d)（15 U.S.C. 1052(d)））。

(2) (1)にかかわらず、次の条件をすべて満たす場合には、同一又は類似商標の登録が認められる。この場合、それぞれの出願人（権利者）について、商標使用の方法、使用場所又は使用商品についての条件及び限定が米国特許商標庁へ登録される（以下、「同一商標の同時登録」という。商標法2条(d)（15 U.S.C. 1052(d)））。

(a) 商標使用の方法、使用場所又は使用商品についての条件及び限定により、複数人が当該商標の使用を継続しても、混同、誤認又は欺罔を生じるおそれがないと認められる場合であること

(b) 当事者の同意がある場合であること、又は最も早い出願以前から適法に取引における使用を継続して当該商標を使用する権利を取得している場合であること

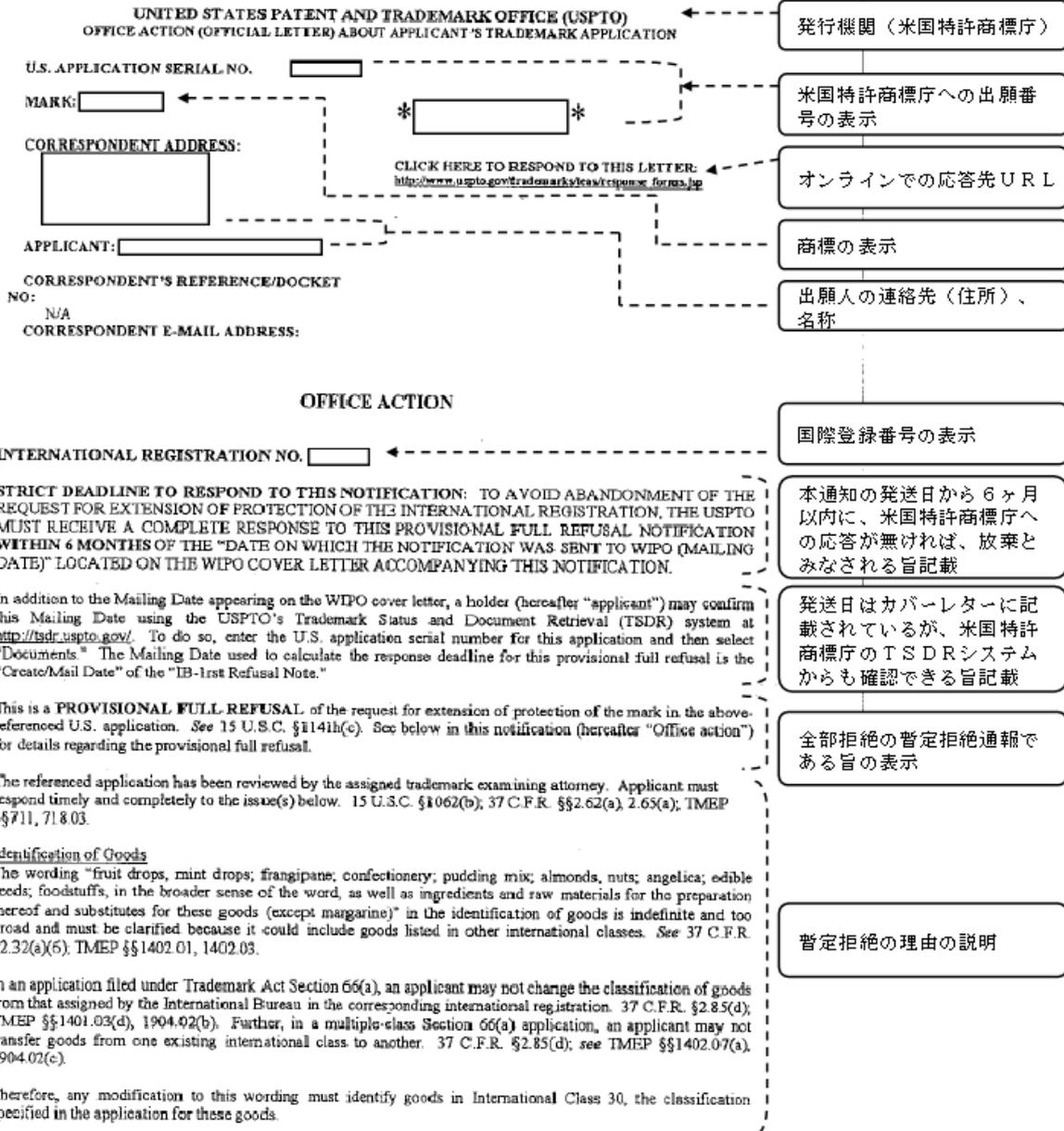
(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い

(a) 暫定的拒絶の通報は英語でなされる。

(b) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部の指定商品又は役務に限定された一部拒絶とがある。一部拒絶に応答しない場合には、当該拒絶の対象である商品又は役務についてのみ出願が放棄されたとみなされる（商標規則7.25条，2.65条）。

(c) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。



The following substitute wording is suggested, if accurate: Fruit drops *in the nature of candy*, sweets, cookies and biscuits, liquorice juice, mint drops *in the nature of candy mints*, chewing candies, honey, edible ice, bread, gingerbread and cakes, pastry and bakery goods, *frozen* confectionery, cocoa, chocolate in any form, puddings, *instant pudding mixes*, specially-prepared pâtés, garnished bread rolls, sandwiches, *sugar-coated* almonds, *sugared* nuts and other edible seeds, *namely, roasted and ground sesame seeds*, also in processed form, ginger, coffee, tea, as well as substitutes for and essences of these items, in any form, yeast, foodstuffs, *namely, (specify)*.

Identifications of goods can be amended only to clarify or limit the goods; adding to or broadening the scope of the goods is not permitted. 37 C.F.R. §2.71(a); see TMEP §§1402.06 *et seq.*, 1402.07. Therefore, applicant may not amend the identification to include goods that are not within the scope of the goods set forth in the present identification.

Claim of Prior Registration

If applicant owns U.S. Registration No. 0608398, then applicant must submit for the application record a claim of ownership of this registration. See 37 C.F.R. §2.36; TMEP §812. See the attached copy of the registration. See TMEP §812.

Applicant may use the following format to claim ownership of the registration:

Applicant is the owner of U.S. Registration No. 0608398.

No Conflicting Marks

The Office records have been searched and there are no similar registered or pending marks that would bar registration under Trademark Act Section 2(d), 15 U.S.C. §1052(d). TMEP §704.02.

Assistance

If applicant has questions regarding this Office action, please telephone or e-mail the assigned trademark examining attorney. All relevant e-mail communications will be placed in the official application record; however, an e-mail communication will not be accepted as a response to this Office action and will not extend the deadline for filing a proper response. See 37 C.F.R. §2.191; TMEP §§709.04-.05. Further, although the trademark examining attorney may provide additional explanation pertaining to the refusal(s) and/or requirement(s) in this Office action, the trademark examining attorney may not provide legal advice or statements about applicant's rights. See TMEP §§705.02, 709.06.

WHO IS PERMITTED TO RESPOND TO THIS PROVISIONAL FULL REFUSAL: Any response to this provisional refusal must be personally signed by an individual applicant, all joint applicants, or someone with legal authority to bind a juristic applicant (e.g., a corporate officer or general partner). 37 C.F.R. §§2.62(b), 2.193(e)(2)(ii); TMEP §712.01. If applicant hires a qualified U.S. attorney to respond on his or her behalf, then the attorney must sign the response. 37 C.F.R. §§2.193(e)(2)(i), 1.18(a); TMEP §§611.03(b), 712.01. Qualified U.S. attorneys include those in good standing with a bar of the highest court of any U.S. state, the District of Columbia, Puerto Rico, and other federal territories and possessions of the United States. See 37 C.F.R. §§2.17(a), 2.62(b), 11.1, 11.14(a); TMEP §§602, 712.01. Additionally, for all responses, the proper signatory must personally sign the document or personally enter his or her electronic signature on the electronic filing. See 37 C.F.R. §2.193(a); TMEP §§611.01(b), 611.02. The name of the signatory must also be printed or typed immediately below or adjacent to the signature, or identified elsewhere in the filing. 37 C.F.R. §2.193(d); TMEP §611.01(b).

In general, foreign attorneys are not permitted to represent applicants before the USPTO (e.g., file written communications, authorize an amendment to an application, or submit legal arguments in response to a requirement or refusal). See 37 C.F.R. §11.14(c), (e); TMEP §§602.03-.03(b), 608.01.

DESIGNATION OF DOMESTIC REPRESENTATIVE: The USPTO encourages applicants who do not reside in the United States to designate a domestic representative upon whom any notice or process may be served. TMEP §610; see 15 U.S.C. §§1051(e), 1141h(d); 37 C.F.R. §2.24(a)(1)-(2). Such designations may be filed online at <http://www.uspto.gov/trademarks/teas/correspondence.jsp>.

/Alice Benmaman/
Trademark Attorney

暫定拒絶の理由の説明

出願人は電話又は e-mailにて審査官に問い合わせることができる旨記載。
全ての e-mailは記録として残るが応答としては認められない旨記載。

応答書類には、出願人、又は出願人を拘束する法的権限を有する者による署名が必要であり、代理人（有資格者）を起用していれば、その代理人の署名も必要である旨記載。
オンラインで応答する場合、電子署名でよい旨記載。

海外の代理人が一般的には米国での代理権を持たない旨記載

米国非居住者には、米国内代理人の指定（左記ウェブサイトより手続可能）を推奨する旨記載。

疑義等の問い合わせ先（審査官）

Law Office 116
571 272-9126
alice.bermaman@uspto.gov

TO RESPOND TO THIS LETTER: Go to http://www.uspto.gov/trademarks/teas/response_forms.jsp. Please wait 48-72 hours from the issue/mailling date before using the Trademark Electronic Application System (TEAS), to allow for necessary system updates of the application. For *technical* assistance with online forms, e-mail TEAS@uspto.gov. For questions about the Office action itself, please contact the assigned trademark examining attorney. E-mail communications will not be accepted as responses to Office actions; therefore, do not respond to this Office action by e-mail.

All informal e-mail communications relevant to this application will be placed in the official application record.

WHO MUST SIGN THE RESPONSE: It must be personally signed by an individual applicant or someone with legal authority to bind an applicant (i.e., a corporate officer, a general partner, all joint applicants). If an applicant is represented by an attorney, the attorney must sign the response.

PERIODICALLY CHECK THE STATUS OF THE APPLICATION: To ensure that applicant does not miss crucial deadlines or official notices, check the status of the application every three to four months using the Trademark Status and Document Retrieval (TSDR) system at <http://tsdr.uspto.gov/>. Please keep a copy of the TSDR status screen. If the status shows no change for more than six months, contact the Trademark Assistance Center by e-mail at TrademarkAssistanceCenter@uspto.gov or call 1-800-786-9199. For more information on checking status, see <http://www.uspto.gov/trademarks/process/status/>.

TO UPDATE CORRESPONDENCE/E-MAIL ADDRESS: Use the TEAS form at <http://www.uspto.gov/trademarks/teas/correspondence.jsp>.

疑義等の問い合わせ先（審査官）

応答方法の記載。①左記リンクにアクセスすること、②庁通知の発行/送付日から48～72時間経過してからTEASを使用すること、③オンライン様式については左記emailアドレスへ問い合わせること、等を記載。

署名すべき者に係る記載

3～4ヶ月ごとに経過を TSDR システムで確認することを推奨。詳しくは左記ウェブサイトを参照のこと。

連絡先/e-mailアドレスの更新手段の記載。

② 暫定的拒絶通報への応答期間

暫定的拒絶の通報に対する応答期間は、米国特許商標庁が暫定的拒絶の通報を発送した日から6ヶ月以内である（商標法12条(b) (15 U.S.C. 1062(b))、商標規則7.25条、2.62条(a)）。

暫定的拒絶の通報の発送日は、暫定的拒絶の通報に記載されているのが原則であるが、記載されていない場合は、米国特許商標庁ホームページの商標出願及び登録状況検索システム (TSDR)¹⁹のオンライン検索で、最新の暫定拒絶通報の発送日 (OFFICE ACTIONの日)を確認する必要がある。

③ 現地代理人の必要性の有無

- (1) 国際登録の名義人本人は直接米国特許商標庁に対して応答することができる（商標規則11.14条(e)）。国際登録の名義人が組合、会社等の法人である場合には、組合の構成員、持分会社の業務執行社員、株式会社の代表取締役等も直接応答することができる（同上）。

日本の国際登録の名義人を含む外国の国際登録の名義人は、訴状、審判請求書等の送達を受領するために、書面により米国内に居住する者を受取人 (representative) に指定することができる。受取人は個人又は法人でなければならない（商標規則2.24条、審査基準610、商標法45条(15 U.S.C. 1127)）。米国では、原告又は審判請求人が米国特許商標庁へ訴状や審判請求書を提出すると同時に、権利所持者へも通達する義務があるが、米国に居住する受取人の指定がないか、指定された場所に受取人がいない場合には、商標に関する手続についての訴状、審判請求書等は、米国特許商標庁長官宛に送達するのみでも同様の効果を生じる規定があるので、国際登録の名義人に届かない可能性がある（商標法1条(e), 68条(d) (15 U.S.C. 1051(e), 1141h(d))、商標規則2.24条）。なお、受取人というだけでは、代理人の資格は有しない。

- (2) 国際登録の名義人本人は直接米国特許商標庁に対して応答することができる（商標規則11.14条(e)）が、代理人を選任する場合には、代理人は米国の弁護士の資格を有する者でなければならない（商標規則11.14条(a)）。米国特許商標庁は、代理人の選任について支援をすることはできない（商標規則2.11条）。AIPLA (American Intellectual Property Law Association)のホームページ(<http://www.aipla.org/>)等で、知的財産関係の弁護士を検索することはできる。代理人資格は、委任状を提出するか、米国特許商標庁に出頭するか、提出書類に代理人として署名することにより認められる（商標規則2.17条(c)）。

米国代理人が業務を行える保証のある国の弁護士又は弁理士は、米国特許商標庁の登録を受けて代理人になれるが、これが認められているのは、現在のところカナ

¹⁹ Trademark Status & Document Retrieval (TSDR) : <http://tsdr.uspto.gov/>

ダの代理人だけである（商標規則 2.17(e)、商標規則 11.6(e)）。また、1957 年以前に商標弁理士として登録された者も代理人資格がある。特許弁理士として登録されていても、商標業務については、代理人資格はない（商標規則 11.14(b)-(f)）。

- (3) 米国特許商標庁からの連絡は、(i) 米国において現地代理人がいる場合は代理人宛に、(ii) 代理人がなく海外居住者の訴状等受取人が指定されている場合は、当該訴状等受取人に、(iii) それ以外の場合は、国際登録の名義人本人に対して行われる。ただし、(ii) 又は (iii) の場合には、国際登録の名義人は、書面により別の連絡先住所を米国特許商標庁に通知することができる（商標規則 7.25 条, 2.18 条, TMEP 1904.02(i)）。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

- (1) 国際登録の名義人本人は、暫定的拒絶の通報に対する応答をすべて行うことができる。応答は書面によるほか、商標電子出願システム（TEAS）を利用することもできる。応答には、国際登録の名義人（個人）本人、名義人が法人の場合は代表者又は弁護士等の代理人が署名しなければならない（商標規則 2.62 条）。

商標電子出願システム（TEAS）により電子手続で応答する場合には、(a) 電子手続の署名欄に */john doe/*, */dr1/*, 又は */544-4925/* のように二つのスラッシュの間に文字、数字、スペース及び句読点の結合で作成者が署名と定めたものを入力するか、(b) 署名者が郵送又は FAX された記入済みの印刷書面に署名し、署名部分を、必要に応じて、宣言書（Lieu of Oath）（TMEP 804.01(b)）とともに .jpg 又は .pdf ファイルで、電子的に提出する書類に添付するか、又は (c) 商標電子出願システム（TEAS）を通じて署名者に記入済みの書類を e-mail で送付する。署名者がこれに署名すれば自動的に商標電子出願システム（TEAS）を通じて e-mail で発信人に返送され発信人は応答手続を行う（商標規則 2.193(a)(2)、審査基準 611.01(c)）。

PATENTS | TRADEMARKS | IP LAW & POLICY | PRODUCTS & SERVICES | INVENTORS | NEWS & NOTICES | FAQs | ABOUT US

Home Page » TRADEMARKS » Online Filing

Trademark Search
 Trademarks Process
 News & Notices
 Manuals, Guides, Official Gazette
 Laws & Regulations
 Online Filing
 Contact Trademarks

Highlights

FACTS
 BASIC FACTS ABOUT TRADEMARKS

TMIN
 TRADEMARK INFORMATION NETWORK

TMRT
 TRADEMARK REGISTRATION TIMELINES

TMFAQS
 TRADEMARK FREQUENTLY ASKED QUESTIONS

TEASFAQS
 TRADEMARK ELECTRONIC APPLICATION SYSTEM FREQUENTLY ASKED QUESTIONS

Popular Links

- Subscribe to Trademark Alert Emails
- Documents for Prosecutors
- Fee Information
- International Registration/Madrid Protocol
- Maintain or Renew Registrations

Home Page » TRADEMARKS » Online Filing

Trademark Electronic Application System (TEAS) のページ
 (http://www.uspto.gov/trademarks/teas)
 「Response Forms」をクリック

Trademark Electronic Application System (TEAS)の Response Forms のページ
 (http://www.uspto.gov/trademarks/teas/response_forms.jsp)
 以下のフォーム (11 様式) がある。

1. Response to Examining Attorney Office Action Form : 審査官への応答様式
2. Request for reconsideration after Final Office Action Form : 審査官の再考を促すもの

*3~11 は国際登録の場合、使用しない。

Response to Office Action のページ
 (http://teas.uspto.gov/office/roa/)

- (1)一般的な注意事項の記載
- ・有効時間は 60 分
 - ・底部のナビゲーションボタンのみを使用
 - ・効率的に記載するためのヒント(下線付きの用語をクリック)
 - ・入力必要事項の印 (*)
 ここには、暫定的拒絶の通報に記載されている、米国出願番号 (U.S. APPLICATION SERIAL NO.)を記載。
- (2)4 つのステップに従って、入力する。ただし、必要項目に記載がないと次に進めない。

Online Filing: Trademark Electronic Application System (TEAS)

TEAS/TEAS SYSTEM MAINTENANCE: TEAS and TEAS will not be able to accept any credit card payments for filings between the hours of 6 p.m. and midnight Eastern Time on Saturday, October 12, 2013 due to a system upgrade by our third party credit card processing service. Those customers with either a deposit account or an established EFT account with the USPTO will continue to be able to pay the required fees via such accounts. In addition, customers will be able to file forms that do not require a fee payment. We sincerely apologize for any inconvenience this may cause.

WARNINGS

OVERALL PROCESS: The trademark registration process is a legal proceeding that may be complex and require you to satisfy many requirements within strict time deadlines (based on Eastern Standard Time); therefore, you should consider [hiring an attorney](#) before starting the process.

ALL DATA PUBLIC: All information you submit to the USPTO at any point in the application and/or registration process will become public record, including your name, phone number, e-mail address, and street address. By filing this application, you acknowledge that **YOU HAVE NO RIGHT TO CONFIDENTIALITY** in the information disclosed. The public will be able to view this information in the USPTO's on-line databases and through Internet search engines and other on-line databases. This information will remain public even if the application is later abandoned or any resulting registration is surrendered, cancelled, or expired. To maintain confidentiality of banking or credit card information, only enter payment information in the secure portion of the site after validating your form. For any information that may be subject to copyright protection, by submitting it to the USPTO, the filer is representing that he or she has the authority to grant, and is granting, the USPTO permission to make the information available in its on-line database and in copies of the application or registration record.

For more information, please consult the [EAC's Personal Information in Trademark Records](#).

SYSTEM AVAILABILITY: Check [Current Server Status and Planned Outages](#) before beginning the filing process. If you have a filing due today and the document cannot be filed via TEAS, you must use an [alternative method of filing](#) to ensure that the document is timely received by the USPTO.

UPLOAD SCHEDULE: Most filings made through TEAS are uploaded into the USPTO's Trademark Status and Document Retrieval (TSDB) system within 4-5 calendar days. If that amount of time has passed and your filing is still not appearing, please e-mail TSDB@uspto.gov.

Scroll over category headings to view list of all forms within a specific category or click top heading of "FORMS," below, to click category heading to access page to select specific form.

FORMS [< Click here to access the index of forms.]

1. INITIAL APPLICATION FORM
 To apply for a trademark/service mark, or other type of mark

BEFORE FILING (GENERAL INFORMATION): First-time filers should go to "[Trademark Basics](#)," before opening the application form, to review important information such as how-to videos, processing timelines, and FAQs.

BEFORE FILING (SPECIFIC CONSIDERATIONS FOR ELECTRONIC SUBMISSIONS AND COMMUNICATIONS): Review information focusing on [electronic matters](#).

2. RESPONSE FORMS
 Respond to a Law Office examining attorney letter (an "Office action") (a non-final or final action, including a suspension inquiry, a suspension or a request to submit a "substitute form" where the wrong form type was initially filed); an Intent-to-Use Unit (ITU) Office action; a Post-Registration Division Office action; a Petition Office letter

Response Forms

[Response to Examining Attorney Office Action Form](#) [[Link](#)] is the direct link to the electronic form.

Preview [Response to Office Action Form \[PDF\]](#) prior to accessing the electronic version through the numbered link above. Do not attempt to file the PDF version because it is for viewing purposes only and not the entrance of any information. To prepare and file the electronic form, you must click on the form title that follows 1. at the top of this section. NOTE: In the electronic version, all sections do not automatically display but rather are produced by answering specific initial form wizard questions as "Yes."

Use this form either to (1) respond to an Office Action that a Law Office examining attorney has issued (i.e., a regular letter; a Priority Action; an Examiner's Amendment; Priority Action (where a response is still required for the "Priority Action" portion), based on an application or Statement of Use; or (2) pay an additional fee. Do not use this form to respond after a final action has issued. To submit a request for reconsideration after a final action, you must use the [Request for Reconsideration form](#), or file an appeal to the Trademark Trial and Appeal Board (see <http://esta.uspto.gov/>). Also, do not use this form to respond to any actions mailed after the mark is published and/or registered, if the action has specifically been issued by either the Intent-to-Use (ITU) or Post-Registration unit, rather than the law office examining attorney. Also, if the original application was filed under Section 1(b), Intent to Use, this form is not the correct method for now making use dates of record. You must file an [allegation of Use form](#).

If you have received an Office Action from an examining attorney regarding your application, you must respond within six (6) months of the mailing date of the Office action, or your application will be abandoned. If the Office Action is a "Priority Action," responding within two (2) months will give you priority handling; however, you do have the full six (6) month response period, if necessary. Your response must arrive on the USPTO server prior to Midnight, Eastern Standard Time, of the last day of the response period—any problem with transmission will not excuse an untimely response. Should the last day of the response period fall on a Saturday, Sunday or U.S. Federal Holiday, you may submit your response prior to Midnight, Eastern Standard Time, of the next regular business day and it will be considered "timely." You should respond to each point raised in the Office Action Form fully and completely.

2. Request for Reconsideration after Final Office Action Form [[Link](#)] This is the direct link to the electronic form.

Preview [Request for Reconsideration after Final Office Action Form \[PDF\]](#) prior to accessing the electronic version through the numbered link above. Do not attempt to file the PDF version because it is for viewing purposes only and not the entrance of any information. NOTE: In the electronic version, all sections do not automatically display but rather are produced by answering specific initial form wizard questions as "Yes."

Use this form specifically to respond timely to a final refusal of registration based on an application or Statement of Use. Do not use this form to respond to a non-final Office Action, a Request for Reconsideration after Office Action, a Petition Office letter, or a Trademark Trial and Appeal Board decision.

PTO Form 1957 (Rev. 10/2011)
 OMB No. 0651-0050 (Exp. 05/31/2014)

Response To Office Action
 TEAS - Version 5.0 : 10/27/2012

GENERAL FORM INFORMATION:

- **60 MINUTE TIME LIMIT:** This form "times-out" 60 minutes after accessing this page unless you [extend the time limit](#) when the time-out timing out, please have all information ready before starting your session.
- **DO NOT USE YOUR BROWSER BACK/FORWARD BUTTONS:** Use only the navigation buttons at the bottom of each page.
- **TIPS ON USING THIS FORM MOST EFFECTIVELY:** [Click here](#) or on any underlined word for additional information.
- **REQUIRED FIELDS:** All have an **ASTERISK (*)**, and the form will not validate if these fields are not filled-out.

FOLLOW THE 4 STEPS TO ACCESS THE RESPONSE FORM:

STEP 1: CHECK STATUS.
 To use this form, the "Current Status" of your application must be "A Non-final Action has been mailed." [Click here](#) to confirm the status before proceeding. correct status, you must wait until the status is updated (usually 48-72 hours after receiving an e-mail notice that an Office action has issued). Otherwise, when you click the "Continue" button at Step 4.

STEP 2: ENTER APPLICATION SERIAL NUMBER BELOW OR ACCESS PREVIOUSLY FILLED-OUT/SAVED FORM.

Serial Number: (Do not enter serial number if you are accessing your saved form.)

OR

To access [previously-saved data](#), use the "Browse/Choose File" button below to access the file from your local drive, and then click the "Browse" button. You cannot change your answers to the form wizard questions at Step 3; however, you can change data within an existing section(s) of a completely new section, you must start a new form. For further instructions for retrieving your saved data, [click here](#). You must follow the steps to view your data in the expected editable format.

応答の例としては、次のようなものがある。すべての手続は、国際登録の名義人本人が行えるが、複雑な手続については代理人を選任することが望ましい。

(a) 指定商品又は役務の記載の明確化又は限定（拡大は認められない）（商標規則 2.71 条(a)）

(b) 権利の部分放棄（disclaimer）

国際登録の名義人は、国際登録の領域指定にかかる商標の構成要素（component）の一部について、権利不行使を宣言することができる（商標法 6 条（15 U.S.C. 1056））。

(c) 識別性の証明

商標法 2 条(e)（15 U.S.C. 1052(e)）により拒絶されうる商標、例えば「りんご」について「apple」のような普通名称等からなる商標について、使用による識別性の獲得を証明するためには、当該取引における商標の使用の期間、範囲、性格及びそのための広告費用（広告媒体を明示し、代表的な広告例を添付）を示す宣誓供述書又は商標規則 2.20 に従った宣誓書、宣言書、証言録取書²⁰その他の適切な証拠及び識別性を有することについての取引先や公衆のレターや表明その他の適切な証拠を提出することができる（商標規則 2.41 条(a)）。

過去に登録を受けていたという事実や、「識別性の主張がされた日²¹前 5 年間に国際登録の名義人が当該商標を取引において実質的に独占的かつ継続的に使用していた」旨の商標規則 2.20 に従った宣言書も一応の証拠となる（商標規則 2.41 条(b)）。

(d) 出願の分割

国際登録の名義人は、国際登録の領域指定から出願公告までの間に、米国特許商標庁に直接申請し、所定の料金を支払って、自己の国際登録の領域指定を分割することができる。分割の申請は、補正や応答の文書とは別の書面で行わなければならない（商標規則 2.87 条(a)-(f)、審査基準 1110.11）。拒絶理由の解消した一部の商品及び役務について国際登録の領域指定を分割することにより、当該商品又は役務についての国際登録の領域指定の保護を確定させることができる。分割した国際登録はそれぞれが独立して処理される（商標規則 2.87(a)）。したがって、それぞれの分割出願について米国特許商標庁は国際事務局に保護の認容を送付する。国際事務局に保護認容声明（マドリッド共通規則 18 規則の 3）送付後、全ての分割案件が終了したところで、更なる決定としてマドリッド共通規則 18 規則の 3(4)に基づく通知を国際事務局に送付する。²²

²⁰ 侵害訴訟又は行政手続についての審判手続におけるディスカバリにて行われる宣誓された証言のことをいう。

²¹ 実際に識別力獲得を主張した日のことであり、国際登録日等ではない（商標法 2 条(f)）。

²² 国際登録 1033299 参照（<http://www.wipo.int/romarin/detail.do?ID=0>）

(2) 指定商品・役務に関する補正は、明瞭かつ完全に記載されなければならない。国際登録の名義人は、変更の提案を含めて文言全体を明記するか、又はより効率的と思われるときは、何れの語を追加すべきか及び何れの語を削除すべきかを指摘しなければならない。審査官は、記録の明確化に必要な場合は、国際登録の名義人に対し、補正全体の書直しを要求することができる。(商標規則2.74条(a))。なお、国際登録の領域指定では商標自体の補正はできない(審査基準807.13(b))。

⑤ 暫定的拒絶の通報に対し米国特許商標庁に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

(1) (a) 暫定的拒絶通報に応答しない場合

国際登録の名義人が暫定的拒絶の通報に期間内に応答しない場合(上訴等もしない場合)には、国際登録の領域指定の保護の請求は放棄されたとみなされる。暫定的拒絶の通報が、一部の商品又は役務についての一部拒絶である場合には、当該拒絶の対象であった商品又は役務についてのみ放棄されたとみなされる(商標法12条(b)(15 U.S.C. 1062(b))、商標規則2.65条)。国際登録の領域指定の保護の拒絶の確定は国際事務局に通知される(マドリッド共通規則18規則の3(3)、審査基準1904.03(e))。名義人は国際事務局により保護の拒絶の確定声明が通知される。(マドリッド共通規則18規則の3(5))

(b) 放棄された国際登録の領域指定の保護の請求の復活

国際登録の名義人は正当な理由²³があり暫定的拒絶の通報に期間内に応答出来ずに保護の拒絶が確定した場合、保護拒絶の確定声明後又は保護拒絶の事実(マドリッド共通規則18規則の3)を知ったとき²⁴から2ヶ月以内に、事情を知る者による故意によるものではないことの表明及び応答に手数料をそえて出願の復活を申請することができる(商標規則2.66条(a)、(b))。故意によるものではないことが証明できなければ復活は認められない。復活申請についての不認容の決定に不服があるときは、米国特許商標庁による当該決定の発送日より2ヶ月以内に再考を求めることができる(商標規則2.66条(e)、(f))。

(2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

(a) 再審査等

国際登録の名義人が暫定的拒絶の通報に応答すると、国際登録の領域指定は再審査される。再び国際登録の領域指定の保護が拒絶され、又は審査官からの要求

²³ 暫定的拒絶の通報を受領しなかった等の理由があげられる。

²⁴ この場合、6ヶ月ごとに米国特許商標庁のウェブサイトに出願の状況の確認を行い、それをファイルの記録、パラリーガルとの電子メールのやり取り、メモ等により証明できることが求められる。

が繰り返されたとしても、審査官の処分が最終(final)とされない限りは、国際登録の名義人は再度応答することができる(商標規則 2.63 条(a))。この手続は審査官が最終的に拒絶査定を行うか、国際登録の名義人が期間内に応答しないことにより国際登録の領域指定の保護の請求が放棄されたときまで繰り返される(商標法 12 条(b) (15 U.S.C 1062(b)))。

(b) 米国特許商標庁長官への請願 (petition)

審査官から同一の要求が繰り返され、又は当該要求が最終処分の内容となっている場合には、国際登録の名義人は、当該行為に関する書類を発行した日 (The date of issuance of the action) から 2 ヶ月以内に、米国特許商標庁長官に当該要求の免除を請願することができる。ただし、商標の登録事由の判断に関するものは請願の対象にすることはできない(商標規則 2.146 条(b))。

請願が拒絶された場合には、審査官の処分は上訴の対象外となり、国際登録の名義人は審査官の処分から 6 ヶ月以内又は請願についての決定から 30 日以内のいずれか遅い日までに当該要求を受け入れ、応答しなければならない(商標規則 2.63 条(b))。

(c) 微細な事項が不完全な応答の場合の期間延長

国際登録の名義人は誠実に期間内に応答する努力をし、実質的に審査官の処分について完全な応答が提出されたが、ある事項についての考察又はある要求に対する対応が不用意に抜けていた場合には、放棄を検討する前に抜けている部分の説明又は補充の機会が与えられる(商標規則 2.65 条(b))。

(d) 最終処分

審査官による拒絶査定が下された場合には、国際登録の名義人は、上訴するか、審査官の要求に従うか、又は上記長官への請願を行うことしかできない(商標規則 2.64 条(a))。上訴も請願もない場合には、国際事務局に保護拒絶の確定が通知され、当該通知が国際事務局から国際登録の名義人に送付される(マドリッド共通規則 18 規則の 3(3)(5)、審査基準 1904.03(e))。

(e) 審査官による再考の申立

上記にかかわらず、審査官による拒絶査定 (final action) の応答期間中に、国際登録出願の名義人は、審査官に拒絶査定 of 再考を要請することができる。要請にあたっては国際登録の領域指定を補正することもできる。再考の要請によって上訴や長官への請願の期間は延長されないが、拒絶査定後 3 ヶ月以内に再考の要請をすれば、審査官は、通常 6 ヶ月の期間終了前に回答する(商標規則 2.64 条(b))。

(3) 暫定的拒絶通報に直接応答することに代えて国際事務局に商品又は役務の限定を申請した場合

共通規則 25 規則(1) (a) (ii)に基づき、国際事務局に商品又は役務の限定の申請 (MM6) をして登録されたとしても、米国特許商標庁が応答期間内に直接応答を受領しなかった場合には、当該国際登録の領域指定のうち暫定的拒絶の通報の対象となる商品又は役務については放棄されたものとみなされる (国際事務局 Information Notice No. 4/2009, 審査基準 1904.02(e) (iii))。なお、国際事務局に商品又は役務の限定の申請をしたときは、応答期限内に「the applicant has recorded a limitation that will resolve the outstanding issue(s)」旨記載した書面を提出すれば足りる (同上)。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

国際登録の領域指定が保護されることが明らかになれば、米国特許商標庁の公報に出願公告される (商標法 68 条(a) (15 U.S.C. 1141h(a)))。国際登録の領域指定は、実際に取引に使用していないことを理由として保護が拒絶されることはない (商標法 68 条(a) (3) (15 U.S.C. 1041h(a) (3)))。また、暫定的拒絶の通報が、国際登録の領域指定が米国へ通知された日から 18 ヶ月以内 (当該期間内に異議申立の可能性が国際事務局に通知された場合には、異議申立期間開始から 7 ヶ月以内又は異議申立期間終了後 1 ヶ月以内のいずれか早く終了する期間内) に国際事務局に送付されなかったときは、国際登録の領域指定の保護が拒絶されることはない (商標法 68 条(c) (4) (15 U.S.C. 1041h(c) (4)))。

審査の結果、国際登録の領域指定の保護が認められると判断されると、米国特許商標庁は国際事務局に対して職権審査完了通知 (異議申立対象) を送付し、当該通知は、国際事務局から名義人に送付される (マドリッド共通規則 18 規則の 2)。

保護が認められた国際登録の領域指定は、米国特許商標庁の公報に出願公告される (商標法 68 条(a) (15 U.S.C. 1141h(a)))。

出願公告後 30 日以内に、当該国際登録の領域指定の保護により影響を受ける者は誰でも、当該国際登録の領域指定の保護について異議を申し立てることができる。異議申立期間内に申立期間の延長がなされることにより、異議申立期間はさらに 30 日延長される。相当の理由があるときは、異議申立期間は最大 180 日まで延長することができる (商標法 13 条(a) (15 U.S.C. 1063(a)))。

異議申立期間内に異議申立がなかった場合又は申し立てられた異議がすべて棄却された場合には、国際登録の領域指定の保護が確定し、米国特許商標庁は権利保護証明書を発行し、当該権利保護証明書は国際登録の名義人又はその代理人 (米国現地代理人) に送付され、公報に登録公告がなされる (商標法 69 条(a) (15 U.S.C. 1141(a)、審査基準 1904.05))。また、米国特許商標庁から国際事務局に対して保護 (全部又は一部) の認容声明を送付し (マドリッド共通規則 18 規則の 3(1) (2))、国際事務局は当該声明

を国際登録簿に記録し名義人に通報する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(5)）。

(7) 登録

① 登録簿

主登録簿と補助登録簿があるが、日本の商標登録に相当するのは主登録簿への登録である。

異議申立期間内に異議申立がなかった場合又は異議がすべて棄却された場合には、国際登録の領域指定の保護が確定する。保護が確定した国際登録の領域指定は、主登録簿への登録はされないが、権利保護証明書が発行され、当該証明書の内容が公告される²⁵。当該権利保護証明書発行の日から、当該国際登録の領域指定は、主登録簿への登録と同一の効力を持ち、国際登録の名義人は主登録簿への登録の名義人と同一の権利及び義務を持つ（商標法 69 条(b) (15 U. S. C. 1141i (b)))。

② 登録証書の発行

米国特許商標庁において保護が確定した国際登録の領域指定については、国際登録の名義人に権利保護証明書が発行され、当該証明書の発行が公報に掲載される（商標法 69 条(a) (15 U. S. C. 1141i (a))、商標法 68 条(c) (4) (15 U. S. C. 1141h(c) (4))）。

米国特許商標庁の公報は、米国特許商標庁ホームページ²⁶ で閲覧することができる。紙による公報は、the Superintendent of Documents, US Government Printing Office (GPO) で購入することができる。当該権利保護証明書発行の日から、当該国際登録の領域指定は、主登録簿への登録と同一の効力を持ち、国際登録の名義人は主登録簿への登録の名義人と同一の権利及び義務を持つ（商標法 69 条(b) (15 U. S. C. 1141i (b)))。米国特許商標庁は、当該国際登録の領域指定の保護を商標登録又は登録された保護と呼ぶ（審査基準 1904.05）。

国内出願の場合には、出願が主登録簿に登録されると、米国特許商標庁は登録証書を発行する（商標法 13 条(b) (15 U. S. C. 1063 (b)))。

権利保護証明書と登録証書の外観は同一であり、出願は主登録簿に登録されたこと、出願日、出願の根拠（基礎）、発行日、登録番号、商標の複製及び適切な出願内容、並びに「使用に関する宣誓書」の提出が必要なことが記載される（商標規則 2.151、7.25、審査基準 1904.05）。国内登録の登録証書と国際登録の領域指定の登録とは、記録される内容は同じである。

権利保護証明書は、登録商標の有効性、商標の登録の事実、名義人が商標を所有していること、及び名義人が指定商品及び役務に関して商標を取引において排他的に使用す

²⁵ 米国登録番号、米国登録日、指定商品・役務のクラス、商標権者等の情報が掲載される。

²⁶ Trademark Official Gazette (TMOG) : http://www.uspto.gov/news/og/trademark_og/index.jsp

る権利を有していることの一応の証拠となる（商標法 7 条(b) (15 U.S.C. 1057(b))）。

(8) 登録後の注意事項

① 「使用継続の宣誓供述書(affidavits)」の提出

権利保護証明書が発行された国際登録の領域指定は、国際登録の有効期間中効力を有するが、次の場合には取り消されるので、必要な手続を行う必要がある（商標法 71 条(a) (15 U.S.C. 1141k(a))。国際事務局に対する更新手続に加え、「使用継続の宣誓供述書」の提出等米国特許商標庁に対する手続が別途存在することに注意が必要である。

- (a) 権利保護証明書の発行日（米国での登録日）から 6 年経過する日の直前 1 年間（5 年経過した日から 1 年以内、延長不可）に米国特許商標庁に「使用継続の宣誓供述書」を提出しない場合
- (b) 権利保護証明書の発行日から 10 年の期間を経過した日及びその後 10 年経過した日毎に、その直前 6 ヶ月以内又はその後 3 ヶ月以内に米国特許商標庁に「使用継続の宣誓供述書」を提出しない場合（該当日後に提出する場合は割増料金）

前述「(5) ④国際登録出願名義人本人が現地代理人なしで出来る手続」のとおり、国際登録の名義人本人は直接米国特許商標庁に対して手続をすることができる（商標規則 11.14 条(e)）。代理人を選任する場合には、代理人は米国の弁護士の資格を有する者でなければならない（商標規則 11.14 条(a)）。なお、当該手続が必要なことは、権利保護証明書に付記されている（商標法 71 条(c) (15 U.S.C. 1141k(c))）。

「使用継続の宣誓供述書」には、それぞれの指定商品又は役務について、当該指定商品又は役務の取引に商標が使用されていることを記載し、その証拠を添付するか、使用していない指定商品又は役務については、使用できない特別の事情に基づくものであること（正当な不使用）を説明し、放棄する意思に基づくものではないことを記載しなければならない（商標法 71 条(b) (15 U.S.C. 1141k(b))）。「使用継続の宣誓供述書」において、指定商品及び役務の一部を削除することもできる（商標規則 2.161(e)(2)）。この場合、米国特許商標庁から国際事務局に対して商品及び役務の一部を無効とする通報を送付する（審査基準 1609.01(a)、マドリッド共通規則 19 規則(1)）。使用の証拠は、商標については商品のラベル、タグ又は容器、商品とともにする表示であり、サービスマークはサービスの提供又は広告に実際に使用されている商標を示すものであり、団体商標の場合には、構成員がどのように商品に使用し、又はサービスの提供又は広告に使用されているかを示すものである（商標規則 2.56(b)(1)(2)(3)、審査基準 904.03）。

米国特許商標庁は、当該「使用継続の宣誓供述書」を審査して、受理するか、拒絶するか（拒絶する場合はその理由を含む）を国際登録の名義人に通知する（（商標法 71 条(c) (15 U.S.C. 1141k(c))））。

「使用継続の宣誓供述書」が提出されず、又は受理されなかったときは、国際登録の領域指定の保護は取り消される（商標法第 71 条）。米国特許商標庁は、当該最終決定を、国際事務局に送付し、当該通知は、国際事務局経由で国際登録名義人に送付される（マドリッド協定議定書 5 条(6)、マドリッド共通規則 19 規則(1)(2)）。

国内出願の場合には、登録の有効期間満了 1 年以内又は期間満了後 6 ヶ月以内に同様の「使用継続の宣誓供述書」の提出が求められる（商標法 8(b) (15 U. S. C. 1058(b))）。

使用継続の最初の宣誓供述書の提出が、米国特許商標庁による権利保護証明書発行の日（米国における登録の日）から起算して 5 年～6 年目の期間にその使用（あるいは正当な不使用）の裏付けとなる証拠とともに、米国特許商標庁に対してできない場合には原則としてその登録は取り消される。

このような事情に鑑み、米国の出願を係属させておくために、宣誓供述書不受理による米国における登録が取り消される前に事後指定書(MM4)を国際事務局へ提出することが可能である。

事後指定をした商標と商品等と、先の国際登録で保護された商標と商品等が同一である場合、米国特許商標庁は「重複登録」を避けるため、その事後指定を拒絶するが、先の国際登録が取り消された場合には、審査官はその事後指定の拒絶を取り下げる。具体的には商標審査基準(TEMP)の「703 USPTO Does Not Issue Duplicate Registration」に記載されている。

なお、この場合においては、事後指定書(MM4)は、宣誓供述書の提出が求められる米国登録日より 5 年～6 年の期間に提出することができる。ただし、出願書類(MM2)に記載した同一商標・同一商品等を事後指定書(MM4)で指定する場合、出願書類(MM2)でした出願について付与前異議申立がなされている場合には、重複登録として出願書類(MM2)の出願が取り消されるまで、拒絶されることに注意が必要である。なお、米国特許商標庁へ、国際事務局宛に早期に無効通知(the notice of Invalidation)の送付を要請する場合には、国際登録の名義人は、Madrid Processing Unit を宛先として、その要請を行うことができる(Special Mailing Address for Paper Submissions²⁷)。また、Post Registration Section に要請書を提出し、使用継続の宣誓供述書を提出しないことによる審査の促進を要求することができる(TMEP1611)。

② 部分譲渡

国際事務局から、指定商品又は役務の一部の名義人の移転に伴う国際登録の領域指定の分割が通知された場合には、分割の申請とみなし、名義人の一部移転と指定商品及び役務の分割を記録し、新しい申請番号を付す。新名義人は、国際登録の領域指定の権利保護証明書を取得するためには審査官の指示に従い、料金を支払わなければならない。

²⁷ http://www.uspto.gov/trademarks/law/madrid/forms/madrid_tipspaperfilers.jsp

これを支払わない場合には、当該分割の申請は放棄されたものとみなされる（商標規則 2. 87(g)）。

③ 取消審判等

米国での登録から所定の期間(米国での登録から5年以内等)に取消理由を記載して、何人も商標登録の取消審判の請求を米国特許商標庁に対してすることができる。具体的には、所定の手数料を納付し識別力を欠くあいまいな表記や類似の表記による希釈化、又は商品の品質や役務の質の低下による希釈化のおそれのある場合、又は現に損害を受けておりもしくは受けるおそれがあると判断される場合、申請することができる（商標法第 14 条）。

(9) 異議

出願公告後 30 日以内に、当該登録により影響を受ける者は誰でも、当該商標の登録について異議を申し立てることができる。当該登録により影響を受ける者には、ダイリューションによる影響を受ける者を含む（商標法 13 条(a) (15 U. S. C. 1063(a))）。「ダイリューション」とは、商標が著名な商標と類似することから著名な商標の識別性又は名声を損なう連想を生じさせることをいう（商標法 43 条(c) (15 U. S. C. 1125(c))）。異議申立期間は、異議申立期間内の延長の申立により、さらに 30 日延長される。相当の理由があるときは、異議申立期間は最大 180 日まで延長することができる（商標法 13 条(a) (15 U. S. C. 1063(a))）。

ただし、米国特許商標庁が、国際事務局に対して、国際登録の領域指定が通知された日から 18 ヶ月以内に異議申立による暫定的拒絶の通報又は異議申立の可能性あることを通知しなかった場合及び 18 ヶ月以内に異議申立の可能性あることを通知したが、異議申立期間の開始日から 7 ヶ月以内又は異議申立期間終了後 1 ヶ月以内のうちいずれか先に到来した日までに暫定的拒絶の通報を通知しなかった場合には、以後異議に基づいて拒絶されることはない（商標法 68 条(c) (15 U. S. C. 1141h(c))）。

異議申立は、国内出願については書面による方法と電磁的方法（ESTTA：商標審判部手続きにおける電子メールによる書類提出を一部可能とする電子システム）による方法とが認められるが、国際登録の領域指定については、電磁的方法（ESTTA）（電子署名が必要）によらなければならない（商標規則 2. 101 条(b) (1)）。申立には料金の支払、及び理由の説明が必要である（商標法 13 条(a) (15 U. S. C. 1063(a))）。異議申立書には、申立人が登録により被害を受ける理由を示す簡潔で明白な陳述を記載し、かつ、異議申立の根拠を記載する（商標規則 2. 104 条）。

異議申立が受理されると、商標審判部は、手続番号、対象出願及び通知日から少なくとも 30 日以上 の答弁書提出期限を申立人及び国際登録出願の名義人に通知する。E-mail

アドレスに通知することもできる（商標規則 2.105 条）。答弁書が期限内に提出されないと異議が認められる（商標規則 2.106 条(a)）。答弁書には、国際登録出願の名義人の主張を簡潔に記載するほか、申立人の主張についての認否、抗弁、反訴その他民事訴訟手続で認められるあらゆる事項を記載することができる（商標規則 2.106(b)(1)）。

(10) 上訴

- ① 米国特許商標庁審査官の拒絶査定については商標審判部に上訴することができる（商標法 20 条（15 U.S.C. 1070））。申立は拒絶査定の日から 6 ヶ月以内に書面でしなければならない。同一根拠に基づく 2 回目の拒絶の場合も同様とする（商標規則 2.141 条）。書面審理が原則だが、口頭審理を請求することもできる（商標規則 2.142 条）。
- ② 商標審判部の審決（審判官の拒絶査定についての審決、異議手続の審決、無効手続の審決等）については、連邦巡回区控訴裁判所に上訴し、又は民事訴訟を提起することができる（商標規則 2.145 条）。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

国際登録の領域指定の権利保護証明書は、直接出願の主登録簿への商標の登録証書と同様に、登録商標の有効性、商標の登録の事実、名義人が商標を所有していること、及び名義人が登録に記載された条件又は制限の範囲内において指定商品及び役務に関して商標を取引において排他的に使用する権利を有していることの一応の証拠となる（商標法 7 条(b), 33 条(a)（15 U.S.C. 1057(b), 1115 条(a)））。

商標登録の登録名義人は次の行為について救済を求めることができる（商標法 32 条(1)（15 U.S.C. 1114(1)））。

- (a) 第三者の使用が混同、誤認又は欺罔を招くような商品又は役務の販売、提供又は広告に関連して登録商標の複製、海賊版、複写又は模造品を使用する行為
- (b) 登録商標の複製、海賊版、複写又は模造品を作成し、第三者のそれらの使用が混同、誤認又は欺罔を招くような商品又は役務の販売、販売の申込み、提供又は広告に使用されるラベル、記章、印刷物、包装、簡易包装、容器又は広告書類に利用すること

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

(1) 差止請求（商標法 34 条(a)-(d)（15 U.S.C. 1116(a)-(d)）

裁判所は、登録名義人の登録商標に関する権利の侵害を防止するために、衡平の原

則²⁸に従い、かつ、裁判所が合理的と考える条件の下に差止めを認めることができる。

裁判所の事務官は、当該訴訟の提起から1ヶ月以内に当事者の名称及び住所並びに対象商標の登録番号を米国特許商標庁に通知する。判決、上訴についても同様とする。これらの情報は、審査資料に追加される。

海賊商品については名義人の一方的申立と担保提供に基づき差止めが認められる場合がある。

(2) 損害賠償請求（商標法第32条）

(a) 賠償金額

損害賠償としては、(i)被告（侵害者）の利益、(ii)原告（名義人）の損害又は(iii)弁護士費用の請求が可能である。被告の利益については、原告が販売数量を証明すればコストは被告が証明しなければならない。金額は不適切又は過剰と判断するときは状況に応じて裁判所が金額を調整する。原告の損害については、状況に応じて実損の3倍以内の金額の賠償を命じることができる。弁護士費用の賠償は例外的な場合に認められる。

海賊商品の販売、販売の申込み若しくは提供又はそのための商品若しくは役務の提供の場合（偽造標章の使用）には、裁判所は、被告の利益又は原告の損害のいずれか大きい金額の3倍と弁護士費用の賠償を命じなければならない。

また、この場合、被告の利益又は原告の損害に代えて法定損害金の請求をすることができる（商標及び商品又は役務の区分毎に1000ドルから20万ドル（故意の場合は200万ドル））。

(b) 損害賠償が認められない場合

登録名義人は、登録商標に”Registered in U.S. Patent and Trademark Office”，“Reg. U.S. Pat. & TM. Off.”，“®”を付することができる。これをしていない場合には、侵害者が、書簡等により登録されていることの現実の通知を受けていない場合には、登録名義人は損害賠償の請求をすることができない（商標法29条（15 U.S.C. 1111）。国際登録の領域指定の保護についても、同様である（商標法69条（15 U.S.C. 1141i(b)））。

侵害者が、ラベル、記章、印刷物、包装、簡易包装、容器又は広告書類に利用している場合には、商品又は役務の混同、誤認又は欺罔の故意がない場合には、損害賠償を請求できない（商標法32条(1)（15 U.S.C. 1114(1)））。

(1 2) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

① セントラルアタックにより国内出願に変更した際の取扱い

²⁸ 衡平の原則(Principles of equity)とは、コモンローの法廷と衡平法の法廷間の歴史的特徴を示した言葉であり、公平を基礎に具体的な当事者の事情を検討して命令や判決に対する潜在的影響を検討することをいう。

国際登録の全部又は一部がセントラルアタック（基礎出願の拒絶又は基礎登録の取消等の確定）により取り消された場合には、国際登録の名義人は取り消された国際登録の領域指定と同一商標を同一の商品又は役務について国内出願への転換を請求することができる（商標法 70 条(c) (15 U.S.C. 1141j(c))）。

この場合、当該出願が国内出願の要件をすべて満たしており、国際登録が取り消された日から 3 ヶ月以内に出願されたものである場合には、当該出願は、取り消された国際登録の国際登録日又は、事後指定の場合には事後指定の日に出願されたものとみなされ、有効な優先権主張をしていた場合、当該国際登録の領域指定が有していたのと同一の優先権を有する（商標法 70 条(c) (15 U.S.C. 1141j(c))）。

国際登録の領域指定の名義人は、国際登録が取消された日から 3 ヶ月以内に、国際登録の領域指定の（米国での）登録番号²⁹、国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所、最低 1 区分以上の出願料及び連絡用の e-mail アドレスを記載して、国内出願への転換（transformation）の申請を行う。出願は United States Postal Service の First Class Service で次の住所に送付されなければならない。

Madrid Processing Unit
600 Dulany Street
Alexandria, Virginia 22314-5793

又は、the Trademark Assistance Center（James Madison Building, East Wing, Concourse Level, 600 Dulany Street, Alexandria, Virginia, Attention: MPU）に直接持参するか、宅配便で送付しなければならない（審査基準 1904.09(a)）。商標電子出願システムを利用することも可能であるがファクシミリを利用することはできない（同上）。

前記のとおり、国際登録の名義人本人は直接米国特許商標庁に対して出願することができる（商標規則 11.14 条(e)）。代理人を選任する場合には、代理人は米国の弁護士の資格を有する者でなければならない（商標規則 11.14 条(a)）。出願は、通常の出願と同様に審査される（商標規則 7.31 条）。

② 代替の取扱い

米国における登録とその後に発行された国際登録の領域指定の権利保護証明書が、同一人によって所有され、同一の商標を示し、国内登録の商品又は役務をすべて指定している場合には、国際登録の領域指定は当該国際登録の領域指定の権利保護証明書の発行前に米国における登録が有していたものと同一の権利を有する（商標法 74 条(15 U.S.C. 1141n)）。

名義人は、国内登録の登録簿に代替を記録することを申請することができる。申請は書面によるほか、商標電子出願システム（TEAS）によることもできる。この場合、国際

²⁹ 米国特許商標庁が独自に付与した番号であり、権利保護証明書に記載されている。

登録の領域指定の（米国での）登録番号³⁰、代替される国内登録の登録番号を記載し、区分ごとに 100 ドルの手数料を支払う。

手数料の支払いには、銀行小切手又は線引小切手、国債、米国紙幣、米国の郵便為替、クレジットカード、米国特許商標庁への預託金からの支払、連邦銀行のシステムによる電子送金（EFT）を利用することができる³¹。

前記のとおり、国際登録の名義人本人は直接米国特許商標庁に対して手続することができる（商標規則 11.14 条(e)）。代理人を選任する場合には、代理人は米国の弁護士の資格を有する者でなければならない（商標規則 11.14 条(a)）。

代替の記録が拒絶された場合は通知される（商標規則 7.28 条）。

また、国際登録の領域指定が、国内登録の商品又は役務を全て指定していない場合には、代替は認められてない。なお、国際登録と国内登録の併存は許容されている。³²

(13) 議定書に関する宣言

① 手数料（個別手数料の宣言の有無）

個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書 8 条(7) (a) を宣言している。

個別手数料の金額については国際事務局ホームページ。³³を参照。

② 暫定的拒絶の通報期間（18 ヶ月）に関する宣言

暫定的拒絶の通報の期間を領域指定の通知日から 18 ヶ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2) (b) の宣言及び当該期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行われる可能性があることを通報できるマドリッド協定議定書 5 条(2) (c) の宣言をしている。

③ ライセンスに関する宣言

国内商標法上ライセンスの登録義務については規定されていない。

アメリカは、マドリッド共通規則 20 規則の 2(6) の宣言をしていないため、国際登録における MM13（ライセンスの記録の申請）、MM14（ライセンスの記録の修正の請求書）、MM15（ライセンス記録の取消の請求書）様式による国際登録簿へのライセンスの登録は、アメリカ国内において効力を有するものと考えられる。

④ 使用の意思に関する宣言

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に基づく共通規則 7 規則(2)に規定さ

³⁰ 米国特許商標庁が独自に付与した番号であり、権利保護証明書に記載されている。

³¹ EFT については、<http://www.uspto.gov/teas/payment.htm> 参照（商標規則 2.207, 2.208, 審査基準 405）

³²

http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/contracting_parties/pdf/replies-1a/reply_us.pdf

³³ http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/ind_taxes.html

れているとおり、標章を使用する意思の宣言（MM18を必要とする旨、世界知的所有権機関（WIPO）事務局長に通報をしている。

（14）米国に特徴的な制度

① 先使用主義を採用しているため、原則として、MM18の書面により真正な使用の予定を証明しないと登録されない。なお、国際登録の領域指定の保護が確定した場合には、権利保護証明書により、指定商品及び役務に関して商標を取引において排他的に使用する権利を有していることの推定を受けるが、現実には当該商標を指定商品又は役務に使用しておらず、その不使用に正当な理由がない場合には、権利行使が認められない可能性がある。

② 音響、色彩又は色彩の組合せ、触感、香り等についても登録された例³⁴がある。

③ 同一商標の同時登録の制度がある。

次の条件をすべて満たす場合には、同一又は類似商標の登録が認められる。この場合、それぞれの出願人（権利者）について、商標使用の方法、使用場所又は使用商品についての条件及び限定が権利保護証明書に登録される（以下、「同一商標の同時登録」という。商標法2条(d)（15 U.S.C. 1052(d)））。

- (1) 商標使用の方法、使用場所又は使用商品についての条件及び限定により、複数人が当該商標の使用を継続しても、混同、誤認又は欺罔を生じるおそれがないと認められる場合であること
- (2) 当事者の同意がある場合であること、又は最も早い出願以前から適法に取引における使用を継続して当該商標を使用する権利を取得している場合であること

³⁴ 音響商標 - 4,055,377; 触感商標 - 3,250,789; 香り商標 - 4,144,511; 単色商標 - 3,052,052

(15) 米国特許商標庁ウェブサイト等から入手可能な情報

① 米国商標検索システム

参照アドレス : <http://www.uspto.gov/>

検索手順 :

The screenshot shows the USPTO homepage. At the top, there is a search bar for patents and trademarks. Below the search bar, the navigation menu includes 'TRADEMARKS', 'LAW & POLICY', 'PRODUCTS & SERVICES', 'INVENTORS', 'NEWS & NOTICES', 'FAQs', and 'ABOUT US'. An arrow points to the 'TRADEMARKS' link. The main content area features a large image of the White House and several news items, including 'White House Task Force on High Tech Patent Issues'. A callout box on the right contains the following text:

手順 1 :
USPTO トップページ
(<http://www.uspto.gov/>) の
「TRADEMARKS」
をクリック

The screenshot shows the 'Trademarks Home' page. The left sidebar contains a list of links: 'Trademark Search', 'Trademarks Process', 'News & Notices', 'Manuals, Guides, Official Gazette', 'Laws & Regulations', 'Online Filing', and 'Contact Trademarks'. The main content area includes a 'Trademarks Home' section with a 'USPTO Operation Status During Potential Government Shutdown' notice and a 'WARNING: Non-USPTO Solicitations May Resemble Official USPTO Communications' notice. Below these, there are sections for 'First-Time Filers, Start Here' and 'Tools'. The 'Tools' section lists several services: 'NEW FILERS', 'TESS search trademarks', 'TEAS file forms online', 'TSDR check status & view documents', 'ASSIGN assignments', and 'TTAD trademark trial'. An arrow points to the 'TESS search trademarks' link. A callout box on the right contains the following text:

手順 2 :
TRADEMARKS のページ
様々な商標に関する情報が掲載されている。
「Trademark Electronic Search System (TESS)」
をクリック

Trademarks > Trademark Electronic Search System (TESS)

September 5th, 2013 - The Free Form search screen is not currently supporting the "multiple search" function. The "multiple search" issue is being addressed by staff at the USPTO. We sincerely apologize for any inconvenience this may have caused.

Welcome to the **Trademark Electronic Search System (TESS)**. This search engine allows you to search the USPTO's database of registered trademarks and prior pending applications to find marks that may prevent registration due to a **likelihood of confusion** refusal.

WARNING: Before conducting your search, you must understand the following: (1) what the database includes; (2) how to construct a complete search; and (3) how to interpret the search results. Click **TESS TIPS** for detailed information on these and other important search topics.

[HELP](#) [News!](#)

Select A Search Option

- Basic Word Mark Search (New User)**
This option cannot be used to search design marks.
- Word and/or Design Mark Search (Structured)**
This option is used to search word and/or design marks. NOTE: You must first use the [Design Search Code Manual](#) to look up the relevant Design Codes.
- Word and/or Design Mark Search (Free Form)**
This option allows you to construct word and/or design searches using Boolean logic and multiple search fields. NOTE: You must first use the [Design Search Code Manual](#) to look up the relevant Design Codes.

Additional Search Options

- Browse Dictionary (Browse Dictionary)**
This option browses all fields in the database unless you limit to a particular field. Results are returned in a dictionary-style (alphabetic) format.
- Search OG Publication Date or Registration Date (Search OG)**
This option searches the Official Gazette for marks published or registered on a particular date.

[Logout](#) Please logout when you are done to release system resources allocated for you.

手順 3 :
TESS のページ
次の 5 種類の中から選択する。

- ① Basic Word Mark Search (New User)
- 標章・権利者・番号から検索
- ② Word and/or Design Mark Search (Structured)
- 52 種類のタームから選択し、検索
- ③ Word and/or Design Mark Search (Free Form)
- 検索式を自分で作成して検索
- ④ Browse Dictionary (Browse Dictionary)
- 類似した商標を検索
- ⑤ Search OG Publication Date or Registration Date (Search OG)
- 公報発行日又は登録日を検索

(ここでは①を選択)

NOTE: Click [here](#) for a description of changes to word mark entries for standard character marks submitted via both TEAS Plus and "regular" TEAS that you may wish to

United States Patent and Trademark Office

Home Site Index Search FAQ Glossary Guides Contacts eBusiness eBiz alerts News

Trademarks > Trademark Electronic Search System (TESS)

TESS was last updated on Wed Oct 9 03:10:29 EDT 2013

[TESS HOME](#) [STRUCTURED](#) [FREE FORM](#) [BROWSE Dict](#) [SEARCH OG](#) [BOTTOM](#) [HELP](#)

WARNING: AFTER SEARCHING THE USPTO DATABASE, EVEN IF YOU THINK THE RESULTS REGISTERED AT THE USPTO. AFTER YOU FILE AN APPLICATION, THE USPTO MUST DO ITS REGISTER YOUR MARK.

View Search History:

Plural and Singular Singular
 Live and Dead Live Dead

Search Term:

Field:

Result Must Contain:

[Logout](#) Please logout when you are done to release system resources allocated for you.

This **New User (Basic)** search form allows for searching of the most commonly searched fields: word

The **Combined Word Mark** is the default search field and includes the **word mark** and **translation**

Use the \$ for truncation in any field. For **Combined Word Mark** searches, the * is a more efficient t
Mark will retrieve marks with common variations of the word DOG in the word mark or translation sta

For serial number or registration number searches, enter the 8-digit serial number (e.g. 75123456) or
multiple serial or registration numbers are searched, separate the numbers by spaces and change th
operator without adjusting the **Result Must Contain** value.)

Do NOT include the apostrophe for contractions. For example, search for the word DON'T by search
WITH) in your search will override the **Result Must Contain** setting for the search. To actually search

[TESS HOME](#) [STRUCTURED](#) [FREE FORM](#) [BROWSE Dict](#) [SEARCH OG](#) [TOP](#) [HELP](#)

手順 4 :
Basic Word Mark Search (New User) のページ
条件を設定し、検索する。

- ① 検索用語の設定
 - Plural & Singular : 複数および単数
 - Singular : 単数
- ② 商標の権利状態
 - Live and Dead : 有効および失効
 - Live : 有効
 - Dead : 失効
- ③ Search Term : 検索する単語を入力
- ④ Field : 検索に用いる対象を選択
 - Combined Word Mark : 商標の文字部分及び訳
 - Serial or Registration No. : 出願番号又は登録番号
 - Owner Names and Address : 名義人名称及び住所
 - All 全て
- ⑤ Result Must Contain : 検索用語が複数ある場合の抽出方法
 - All Search Term (AND) : 全ての用語を含む
 - Any Search Term (OR) : いずれかの用語を含む
 - The Exact Search Phrase : 完全一致のみ検索

ここでは、
検索用語 : Plural & Singular
Search Term : invention
を入力し、Submit Query をクリック

United States Patent and Trademark Office
 Home Site Index Search FAQ Glossary Guides Contacts eBusiness eBiz alerts News Help

Trademarks > Trademark Electronic Search System (TESS)

ESS was last updated on Wed Oct 9 03:10:29 EDT 2013

ESS HOME NEW USER STRUCTURED FREE FORM INVENTION SEARCH LOG PREVIOUS LIST NEXT LIST IMAGE LIST BOTTOM HELP

Logout Please logout when you are done to release system resources allocated for you.

Start List At: OR Jump to record: 367 Records(s) found (This page: 1 ~ 50)

Refine Search (mention)[COMB] Submit

Current Search: S1-[mention][COMB] docs: 367 occ: 781

Serial Number	Reg. Number	Word Mark
1 86076309		FROM INTENTION TO INVENTION
2 86073842		THE MAIN INVENTION
3 86065917		3G INVENTION SERVICES
4 86046457		RUBE WORKS: THE OFFICIAL RUBE GOLDBERG INVENTION GAME
5 86046590		INVENTION CONNECTION
6 86046582		INVENTION CONNECTION
7 86044850		IDEAVENTIONS
8 85712675	4413304	ENVENTION
9 85680316		INVENTION IMPOSSIBLE
10 85708586		BUZZYBRAIN INVENTIONS
11 85946105		QUAD D ROBOTICS INNOVATIVE INVENTIONS CURRICULUM
12 85698387		THE MATERIAL FOR GREAT INVENTIONS
13 85641815		MICRO-INVENTION
14 85946946		GOT INVENTION?
15 85894804		INVENTIONLAND
16 85680313	4398711	ALLIANCE TECHNOLOGIES FOSTERING INVENTION AND INNOVATION
17 85917881		THE RE-INVENTION OF SOYBEAN OIL
18 85363415		NEWINTENTIONS
19 85900735		DERWOOD COUTURE - NEW INVENTION COLLECTION
20 85204861	4206788	WE MAKE INVENTION ACCESSIBLE

TSDR LIVE
TSDR LIVE

手順 5 :

検索結果の表示ページ

- Serial Number : 出願番号
- Reg. Number : 登録番号
- Word Mark : 商標
- Check Status : ステータスのチェック欄
- Live/Dead : 権利状態 (有効、失効)

※「Status」の文字をクリックすると、TSDR のページにジャンプする。

TSDR においては、当該案件が現在どのような手続段階にあるかを確認できる (例、「3 ヶ月以内に審査官に提出される」「Office Action が発送された」など。)

United States Patent and Trademark Office
 Home Site Index Search FAQ Glossary Guides Contacts eBusiness eBiz alerts News Help

Trademarks > Trademark Electronic Search System (TESS)

TESS was last updated on Wed Oct 9 03:10:29 EDT 2013

TESS HOME NEW USER STRUCTURED FREE FORM INVENTION SEARCH LOG BOTTOM HELP PREVIOUS LIST CURRENT LIST NEXT LIST FIRST DOC PREVIOUS DOC

Logout Please logout when you are done to release system resources allocated for you.

Start List At: OR Jump to record: Record 1 out of 367

TSDR AS SIGN (Use the "Back" button of the Internet Browser to return to TESS)

From Intention to Invention

Word Mark FROM INTENTION TO INVENTION
 Goods and Services IC 045. US 100 101. G & S: Patent agent services
 Standard Characters Claimed
 Mark Drawing Code (4) STAN 86076309
 Serial Number 86076309
 Filing Date September 27, 2013
 Current Basis 1B
 Original Filing Basis 1B
 Owner (APPLICANT)
 Type of Mark SERVICE MARK
 Register PRINCIPAL REGISTER
 Live/Dead Indicator LIVE

United States Patent and Trademark Office
 An Agency of the Department of Commerce

USPTO > Trademark > TSDR > Trademark Search

All Trademark documents should now be available to members of the public through Trademark Status and Document Retrieval (TSDR). Thanks to all who reported difficult downloading documents. Your reports were a great help to the office in diagnosing the problem. If you continue to have issues with TSDR please e-mail TSDR@uspto.gov

Trademark Status & Document Retrieval (TSDR)

SEARCH MULTI-SEARCH ?

US Serial No 86076309

手順 6 :

各商標の詳細情報の表示ページ
 例えば以下の項目が表示される。

- Word Mark : 文字商標
- Goods and Services : 商品及び役務
- Mark Drawing Code : 標章のタイプを示すコード
- Serial Number : 出願番号
- Filing Date : 出願日
- Published for Opposition : 出願公告日
- Registration Number : 登録番号
- Int. Registration Number : 国際登録番号
- Registration Date : 登録日
- Owner : 権利者
- Priority Date : 優先日
- Type of Mark : 商標の種類
- Register : 登録簿の種類 (主登録簿)
- Live/Dead Indicator : 権利状態

TSDR Status をクリックすると、経過情報を含むより詳細な書誌事項の一覧が表示される。

STATUS DOCUMENTS ?

Generated on: This page was generated by TSDR on 2013-10-09 04:25:32 EDT

Mark: FROM INTENTION TO INVENTION

From Intention to Invention

US Serial Number: 86076309 Application Filing Date: Sep. 27, 2013

Filed as TEAS Plus: Yes Currently TEAS Plus: Yes

Register: Principal

Mark Type: Service Mark

Status: New application will be assigned to an examining attorney approximately 3 months after filing date.

Status Date: Oct. 04, 2013

Mark Information Expand All

Goods and Services

② 米国において有効な商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス : <http://tess2.uspto.gov/netahhtml/tidm.html>

検索手順 :

United States Patent and Trademark Office
Home | Site Index | Search | FAQ | Glossary | Guides | Contacts | eBusiness | eBiz alerts | News | Help

Trademarks > Trademark Acceptable Identification of Goods & Services

U.S. Acceptable Identification of Goods and Services Manual (ID Manual)

[Reflects Nice Agreement 10th Ed., 2013 Version]

The ID Manual contains a listing of acceptable identifications of goods and services. Any entry you choose must accurately describe your goods and/or services. Failure to list the goods and/or services correctly with which you use or intend to use your mark could prevent you from registering your mark.

Need more information on how to identify your good or services? Watch the Trademark Information "how-to" video on "[Goods and Services](#)." Or need more information on how use and intent to use differ? Watch the "[Filing Basis](#)" video.

NEW FEATURES: The ID Manual has been enhanced to add three new features.

- 1.) The new status - "X" - indicates example entries. Such entries are acceptable as written and may be used in applications filed either through TEAS or on paper.
- 2.) Checkboxes below the search box allow you to select the status of entries retrieved when searching the Basic Fields. The "Added," "Modified" and "Example" statuses are selected by default. Simply check or uncheck the status boxes to modify results retrieved.
- 3.) The "Notices" section has been renamed "Guidance for Users." Please click on the link below to read the latest information on the content and features of the ID Manual.

Please see below for updated Quick Tips or click on "Searching the ID Manual" for detailed information on searching and use of the ID Manual features.

[Searching the ID Manual](#) | [Guidance for Users](#) | [Browse Entire Content](#) | [To suggest additions to the Trademark ID Manual click here.](#)

Search Manual

Choose Field: Basic Fields | Enter Search Terms: memory

(If choosing a field other than "Basic Fields," all status checkboxes must be unchecked.)

Return results with status: A - Added M - Modified X - Examples D - Deleted

[Click here for more information about ID Manual entry statuses and using the status checkboxes.](#)

検索送信 | リセット

Trademark ID Manual Field Codes

Code & Name	Examples
[IC] Class Code	Ex: "001"[IC]
[GS] Goods or Services (G/S)	Ex: G[GS]

手順 1 :

Acceptable Identification of Goods and Service Manual のページ

検索方法を選択し、検索タームを入力。

①Choose Field : 検索フィールドの選択

- Basic fields : 基本検索
- Goods/Services (G/S) : 商品/役務
- Class : ニース分類
- Description : 商品/役務名
- Status : ステータス
- Effective Date : 効力発生日
- Note : 注釈
- TM5 : 商標 5 庁 (日米欧韓で有効な商品・役務)

②Enter Search Term : 検索用語の入力

ここでは、Basic Fields を選択し、検索用語「memory」と入力し、「クエリ送信」をクリック

United States Patent and Trademark Office
 Home | Site Index | Search | FAQ | Glossary | Guides | Contacts | eBusiness | eBiz alerts | News | Help

Trademarks > Trademark Acceptable Identification of Goods & Services

Trademark ID Manual

Refine Search:

Return results with status: A - Added M - Modified X - Examples D - Deleted
[Click here for more information about Manual entry statuses and using the status checkboxes.](#)

Documents: 1 - 30 of 30

Hit No.	Class	Description	Status	Effective Date	Type	Note	TM5
1	007	Memory chip manufacturing machines	A	02 Dec 10	G	N	T
2	009	Blank flash memory cards	M	05 Sep 13	G	Y	
3	009	Computer memories	A	02 Apr 91	G	N	
4	009	Computer memory hardware	A	01 Jun 03	G	N	
5	009	Disc memories	A	20 Jul 04	G	N	T
6	009	Downloadable computer software in the field of memory training activities sold as a unit with positionable figures	A	20 Sep 07	G	Y	
7	009	Dynamic random access memory (DRAM)	A	29 May 08	G	N	
8	009	Electronic memories	A	20 Jul 04	G	N	T
9	009	Electronic memory card readers	A	13 Aug 09	G	N	
10	009	Electronic storage device in the nature of memory media for storing information collected from medical ventilators	A	12 Jun 08	G	N	
11	009	Memories for data processing equipment	A	08 Nov 07	G	N	T
12	009	Memories for use with computers	A	08 Nov 07	G	N	T
13	009	Memory boards	A	20 Jul 04	G	N	T
14	009	Memory cards [computer hardware]	A	20 Feb 96	G	N	
15	009	Memory expansion modules	A	20 Jul 04	G	N	T
16	009	Pre-recorded flash memory cards featuring (indicate subject matter)					
17	009	RAM (random access memory) card					
18	009	Secure Digital (SD) Memory Cards					

手順 2 :
 検索結果の表示ページ
 30 件ヒットし、指定商品が表示される。

- **Class** : ニース分類番号
- **Description** : 有効な商品・役務名
- **Status** : ステータス (A 有効 / M 更新 / X 許可され得る例示 / D 無効)
- **Effective Date** : 効力発生日
- **Type** : 種類 (G 商品、S 役務)
- **Note** : 注釈 (Y 有り、N 無し)
- **TM5** 又は **T** : 商標 5 庁 (日米欧韓) で有効な商品・役務

この中に検索用語「memory」単独での表示は存在しない。したがって、暫定拒絶を回避するには、出願時の指定商品・役務名は、この中から選択する必要がある。

009 Blank flash **memory** cards
 On 09-05-2013, this entry of 06-01-2003 was amended from "Flash memory card" to "Blank flash memory cards."

手順 3 :
Note (注釈) のページ
 上記画面のリストで注釈がある場合、**Note** の「Y」をクリックすると注釈を確認できる。